

## 令和元年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和元年6月20日（木曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（平成30年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて（平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算）
- 8 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 9 議案第 6号 せたな町基金条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 1号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 2号 令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 3号 令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 4号 令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 5号 令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第 7号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 8号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第 9号 せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第10号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第11号 せたな町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 21 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 22 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 23 意見書案第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
- 24 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 25 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
- 26 発議第 2号 議員の派遣について

(第1号の追加1)

- 1 諸般の報告
- 2 議案第15号 工事請負契約の締結について（本庁舎長寿命化改修工事（機械設備））
- 3 議案第16号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
- 4 議案第17号 物品購入契約の締結について（水道メーター器購入事業）

○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君   | 2番 梶田 道廣 君  |
| 3番 本多 浩 君   | 4番 橋本 一夫 君  |
| 5番 熊野 主税 君  | 6番 道高 勉 君   |
| 7番 大湯 圓郷 君  | 8番 横山 一康 君  |
| 9番 石原 広務 君  | 10番 平澤 等 君  |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋 司 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	高 橋 純 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	鎌 田 郁 美 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	佐 藤 英 美 君
水産林務課長	横 川 洋 二 君

建設水道課長	丹羽	優君
会計管理者	萩原	勝幸君
国保病院事務局長	西村	晋悟君
総務課長補佐	小林	和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀君
財政課長補佐	河原	泰平君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二君
認定こども園副園長	伊藤	悦子君
保健福祉課長補佐	浜高	正明君
地域包括支援センター所長	長内	京君
農務課長補佐	吉田	有哉君
水産林務課長補佐	八木	忠義君
建設水道課長補佐	平田	大輔君
国保病院事務局次長	中川	譲君
経営戦略室次長	手塚	清人君
財政課主幹	井村	裕行君
財政課主幹	小林	朱央君
町民児童課主幹	黒澤	美知子君
保健福祉課主幹	古守	亜珠君
保健福祉課主幹	竹内	亜希子君
保健福祉課主幹	藤谷	知昭君
建設水道課主幹	川上	佳隆君
建設水道課主幹	金澤	喜嗣君
建設水道課主幹	高橋	真一君
建設水道課主幹	鈴木	木涼平君
総務係長	中山	康春君
職員厚生係長	尾野	裕也君
地域生活係長	岡島	譲二君
防災係長	斉藤	哲章君
商工労働観光係長	撫養	和伯君
財政係長	稲船	洋志君
戸籍年金係長	稲船	奈穂子君
環境衛生係長	北山	典孝君
障がい福祉係長	平田	慎太郎君
保健推進係長	垣本	利子君
農政係長	大庭	啓君

耕 地 係 長	齊 藤	真 君
水 産 係 長	油 谷 好 彦	君
水 道 係 長	大 野 秀 幸	君

《大成総合支所》

支 所 長	杉 村	彰 君
次 長	佐々木 正 人	君
大成診療所事務長	古 守 幸 治	君
主 幹	奥 村 大 樹	君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	上 野 宏 行	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横 川 忍	君
次 長	増 田 和 彦	君
福 祉 係 長	原 田 幸	君
産 業 係 長	山 崎 英 人	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	神 田 昌 君
次 長	古 畑 英 規 君
主 幹	山 本 亨 君
総 務 係 長	長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してございます。令和元年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、本多浩議員、4番、橋本一夫議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは5件の行政報告をさせていただきます。

まず平成30年度各会計決算状況について報告いたします。

一般会計のほか特別会計10会計と公営企業である病院事業会計の合わせて12会計でありま

す。

はじめに一般会計では、執行率は歳入が100.38%、歳出は98.29%となる見込みであります。歳入歳出差引では2億188万6,437円となり、実質収支額は同額の2億188万6,437円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので、1億188万6,437円を基金に積み立て、残り1億円を令和元年度に繰越すこととしたものであります。

次に、特別会計では下水道事業特別会計において、国の社会資本整備総合交付金事業に係る予算400万円を令和元年度に繰り越すこととなります。各特別会計の実質収支額については、記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計2,372万3,537円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果1,044万5,596円の不足となりましたが、この不足額については損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上です。

続きまして医師の退職についてでございます。このたび町立国保病院内科医長の岡本悠先生から一身上の都合により退職したい旨の退職願の提出があり、7月19日の外来診療を最後に7月31日付をもって退職されることとなりました。岡本先生には、平成28年4月の着任以来、3年4か月にわたり、せたな町の医療と町民の健康の維持、増進に大変ご尽力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

当面は、院長先生を含め常勤医4人体制となりますが、出張医の先生方の応援をいただき一次医療の確保に努めてまいります。

3つ目です。朝鮮半島からのものと思われる漂着木造船への対応について報告をいたします。

近年、日本海沿岸を中心とした道内外の沿岸に朝鮮半島からのものと思われる多くの木造船の漂流、漂着が確認されており、せたな町の海岸においても昨年度は5隻の木造船が漂着し、除去対応にあたったところではありますが、本年5月30日、新たに瀬棚区北島歌の沖合で漂流している1隻の木造船が発見され、須築漁港に漂着したことから漁業活動への障害となる恐れもあり、緊急措置として漂着船の陸揚げ、解体などの除去対応にあたったところでもあります。今後においても、新たな木造船が漂流、漂着した場合には、関係機関とも連携を図りながら迅速な対応に努めて参りたいと考えております。

次の4番の工事発注状況の報告、5番の町長、副町長の動向の報告につきましては、別紙のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

2番、梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、先に通告してあります件について質問させていただきます。

最初に高齢者の免許自主返納促進と財政支援についてお伺いします。

この質問を思いついた時まだ4月であり、今日のような社会現象になるとは思っていなかったのですが、急速に進む高齢化社会の中で近年高齢者の交通事故が急増し、最近では毎日のように事故の報道を目にするようになりました。それに伴い全国的に免許の自主返納を考える方や家族から返納を求められる方が増えているようですが、返納後の移動手段等がなくなることへの不安から、なかなか返納することが出来ずにいる方も多いようです。その中で、せたな町はデマンドバスの本格運行も開始され、地域の高齢者や車を持たない人には大変嬉しいサービスであり、返納を考えている方にも大変有効な手段だと思いますが、便数も限られ自由に活用するには時間帯も合わないこともあるかと思えます。そこでハイヤーチケットの交付やハイヤー代の補助など免許返納促進には有効であると考えます。高齢者の免許自主返納促進と安心安全を確保するという観点から今後の取組について町長の所見をお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、昨今では高齢者による運転操作の誤りから重大な交通事故等がテレビ、新聞で報道されております。現行の道路交通法では、運転免許証の更新時に、70才から74才の方に高齢者講習、75歳以上の方には高齢者講習に加え、認知機能検査を義務付けており、特に認知機能検査で認知症のおそれ有りと判定された方、全員に医師の診断を義務化するなど、認知機能の低下が高齢運転者による交通事故に影響を及ぼしていると平成17年から平成27年の警察庁の調査から考えられているところであります。当町におきましても、今後さらに進む高齢化社会において、路線バスなどを利用出来ない方や自家用車での移動が困難な方々の交通手段の確保が課題であることを認識しております。その解決策としては、本年から運行開始されるデマンドバスによる交通網形成が重要であると考えておりますことから、完了予定である令和4年度に向け、遅滞なく事業を進めて参りたいと考えておりますことから、ご質問でございます運転免許証の自主返納者に対しましてのハイヤーチケットの交付やハイヤー代金の補助などについては、現在のところ考えてはおりません。高齢運転者における事故防止策として、北海道警察では高齢者の交通事故を減少させるため、年間に物損事故を含め3回以上の事故を起こした高齢者を対象に、個別指導を実施するシルバー・ドライバーズ・サポートを展開しており、せたな警察署では、より厳しく年間2回の事故で個別指導を実施しているところでありますが、町といたしましても一方で高齢者事故に影響している認知症対策について、せたな警察署など関係機関に助言、指導を受けながら高齢運転者及びその家族への働きかけなど、関係機関と連携して啓発活動を行って

まいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） それでは再質問をさせていただきます。今町長は、そういうサポートに関しては考えていないというご返事でした。平成29年10月に実施しましたせたな町地域住民移動実態調査結果では、免許を所有し運転を続けている人は71.1%であり、何歳まで運転を続けるかの質問には不安を覚えるまで、また生活ができなくなるので止められないを含め、85歳以上と答えた方が72%を超えています。今年5月末のせたな町の人口は7,850人、そのうち65歳以上の高齢者は3,577人で45.6%に達しています。また地区別では、北檜山区が1,894人で41.4%、瀬棚区は850人で47.2%、大成区は833人で57.9%となっています。昨年せたな町での事故は、すべてで164件、そのうち人身事故が6件、65歳以上の方の人身事故は3件ありました。また158件の物損事故があり、65歳以上の方の事故は52件発生しています。その中で30年度の免許返納者は8名ということで、事故の割合としても決して多いとは言えないと思ひます。年齢と事故の直接的な因果関係は私自身もわかりませんが、少しでも事故を減らす、また高齢者やその家族の不安を取り除く意味でも代替の交通手段としてデマンドバスやハイヤーの補助等の対策は必要であり、一定期間のデマンドを含めたバス利用割引などのサービスも有効ではないかと考えます。

そしてもう1点、いずれ返納も必要と考えていますが、まだ返納できない、返納をしたくないという方も多いと思ひます。そういう方には、先日テレビなどでペダルの踏み違いなどの事故防止装置として、加速抑制システムなどが紹介されておりましたが、既に岡山県のある町では装置購入者に対して取付け費用の一部を補助している自治体もあるようです。また東京都では購入費用を含めた中での9割の補助をするという報道もありました。さらに超小型モビリティへの買い替えや町が町民に対し格安でリースするなど、それぞれの事情に合わせた取組みも始まっているようです。こうした対策は高齢者の事故を減らす上からも非常に有効な手段だと思ひます。北海道では、まだこうしたことに取組んでいる市町村はありませんが、先進事例として高齢者運転に優しい町として活動を始めること、これは非常に大切なことではないかと思ひますが、町長のお考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

せたな町のような地域におきましては、車の必要性というものは大変大きなものがあると思ひております。したがってまして高齢者ドライバーにありまして、すべての高齢者ドライバーが免許証の返納をする必要はないと思ひております。1回目の答弁でも申し上げましたように、そういった危険がある、そういった高齢者ドライバーにおいての免許証の返納だと思ひますが、国のほうでも随分この高齢者ドライバーの事故に対しての対策ということで、いろいろ取組みが進んでまいりました。実は6月18日、先日の政府の関係閣僚会議で75歳以上の高齢ドライバーに対し、衝突被害軽減ブレーキあるいはペダル踏み間違い加速抑制装置が装着された車に限って運転できる安全機能つき高齢者限定免許の新設を決めたという報道もございました。さまざまな

自治体の取組みといたしましては、現在デマンドバスの普及、あるいはスクールバスの混乗、それからタクシー代、もちろん議員の言われましたタクシー代の助成、さらには運転経歴証明書の手数料に対する助成、それからただいま言われましたようにセーフティーサポートカーの購入費の助成とさまざまある中で、今は自治体で主流となっておりますのは、デマンドバスとスクールバスの混乗というふうに言われているところでございます。タクシー代につきましては、これは一時的なことではございまして、なかなか根本的な解決にはならないと私たちも理解をしているところでございます。したがってましてデマンドバスの取組みを遅滞なく進めるということによって、こうした高齢運転者の免許証の返納というものをしっかりとサポートしていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 確かにデマンドバス等のそういうことでの対応ということはわかるんですけども、ただまだ免許を持っておられる方が新しい車、そういう代替なものを用意するといった時にも、それなりの補助があってもいいのかと思うんですけども、その部分についてだけ町長の考えをお知らせください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまのセーフティーサポートカーの購入に対する助成というものにつきましては、これは一定の解決策として検討する余地は十分あると思っておりますが、しかしデマンドバスを遅滞なく進めたいということもございまして、まずはこれをしっかりと全町にデマンド化が図れるように今懸命に取り組んでいるところでございますので、これを先行させていただきたいと。なかなかこれもあれもということには現状厳しい状況にありますので、一つご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 2問目の質問をさせていただきます。せたな消防署、支署にドローンの配備をということでお願いをさせていただきます。今年4月に大成区貝取潤地区の山林において山火が発生しました。発生自体が夕方であり現場まで約2キロの距離もあったため、消火活動を行うことが出来ず、翌朝、消火に向かうことになりました。私自身も消火活動に同行し山の中に入ったのですが、一旦、山の中に入ると自分のいる場所もそうですが、火災現場の位置が判らなくなります。幸い火災は大事に至らず鎮火しましたが、今後、山での遭難者の捜索や火災現場の把握、また署員、団員の二次災害を未然に防ぐためにも各消防署及び支署にドローンを配備すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

ドローンの用途は直接目視できない箇所を上空から確認できるため、遭難者の捜索、被災状況の確認、調査、火災現場の特定などにあたり一つの手段であると考えられます。現在、町には農業委員会に1機を所有しておりますが、操縦者は限られているところです。ドローンの操縦には、現在、公的な免許や国家資格は必要ありませんが、航空法などに定められている規制の理解や正

しい操縦技術を身に付けた人間の安全な飛行が求められているところです。今後、町ではドローンの配備につきまして、まずは既存の1機の有効活用を含め、操縦者の育成、配備場所などを検討してまいりたいと考えておりますことから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。現在、農業委員会に1台のドローンがあるということ、航空法の問題があるということ、また今あるドローンの1機を有効活用したいということですが、災害がいつくるかわからない中で緊急を要する場合というのは多々あるかと思っております。本庁舎にあるからということで、また大成の地区、また瀬棚の須築等、遠方までそれを持っていくということへの時間的な部分を考えたときに、果たしてその災害に即応できるのか。1分1秒を争うようなその状態の時に、ここから持っていくということが果たして妥当なのかということを考えたときに、やはり各支署に配備するべきが有効な手段ではないかと考えるんですけども、もう一度お願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。災害時の緊急を要するという状況の時はどうするんだという話でございますが、現在、開発局におきましても道路での災害あるいは海岸での災害時、これは通行止めにして対応しているところでございますが、開発局でもドローンは持っておりません。これは札幌の専門の業者に依頼して飛ばすということで対応しているようでございます。そうした理由の一つとして現状ドローンの飛行につきましては、150メートル以上の高さの空域、あるいは人口集中地域などの上空、これは飛行できない。それからこれ以外の地域でありましても、日中に限る。それから肉眼で見える範囲、ですからなかなか森林火災、山火事などの山で飛ばすということが条件的に厳しいとなるわけであります。そういったことなども十分考慮しながら、そうした上で操縦者の技術の訓練といったことも進めていかなければならないということでございます。檜山管内でドローンを所有しているのは、現在のところ今金町であります。29年からの配備となっておりますが、今のところ災害そうした現場での飛行はゼロでございます。せたな町は現在、農業委員会に所有しておりますが、これは現地確認等で年5、6回利用しているという状況でありますので、これは十分そういったもし利用可能な地域におきましての利用は可能と考えているところでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 3度目の質問をさせていただきます。確かに道路とかそういう所は1回通行止めにしてしまえば、そこはもう車は通らないわけですし、それほどの問題はないと思いません。またそういう意味では、どこかの業者に来てもらってそのドローンを使ってもらおうということもそれほどの問題は無いと思いません。運航上のいろいろな150メートル云々という問題、またその使用上のいろいろな問題等あると思えますけども、夜使えないとかあるかもしれませんが、問題はそういうことではなくて、あるということが大事じゃないかと思うんです。使えないということでは、やはり災害時には大変不便をきたすと思えます。今金では持っているけれども、まだ使ったことが無いということですが、使わないのは、ある意味当たり前だと思うんです。

使わないことを前提にいらないというのではなくて、使わなくても用意をするということは大切なことだろうと思うんです。それほど高価な品物ではないと思います。そんな高い物は必要無いかもしれませんが、ある程度の物さえあればいいのかと思いますので、やはりこれは町として万が一に備えた危機管理の上でも、ぜひとも検討していただき、早目に装備していただきたいと改めてお願いをしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁で誤解があったようですので繰り返し申し上げますが、使わないからいらないということではございません。今金にも1機ございます。せたな町にも1機ございます。したがいまして操縦者の訓練、技術の訓練そしてこの1機の配備場所について検討をしたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて一般質問を続けます。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） ただいま議長からお許しができましたので、ご質問させていただきます。本日は通告したとおり普通交付税の一本算定が町の財政に与える影響について、そしてまた今後の町財政の基本的な考え方について、せたな町のまちづくりの土台となる財政について2点お伺いしたいと思います。

せたな町は皆さんご承知のとおり平成17年に大成町、北檜山町、瀬棚町の3町が合併して誕生した町であります。翌年、財政指標値、経常収支比率ですとか、実質公債比率が適正値を大きく上回る状況となり財政の非常事態を宣言いたしました。その後、5年間にわたり町民の皆様のご理解、行政当局の努力によって平成23年には行政指標値が改善され、非常事態宣言が解除されました。その後、厳しいながらも健全な財政運営に心がけられ今日に至っておりますが、これからはさらに厳しい時代が来るものと私は認識しております。私は本町の財政問題を議論する上で大きなテーマが2つあるのではないかと考えております。一つは、今日テーマとして上げさせていただいております普通交付税の一本算定ということであり、本町の歳入の半分以上を占める普通交付税は、合併の特例措置として平成18年度から10年間は合併算定替により旧3町を基準に交付されておりました。その額は平成27年度で53億2,000万円でしたが、平成28年度より5年間をかけて段階的に縮減され、令和3年度には完全な新せたな町としての一本算定となります。昨年、財政課が試算した資料によりますと令和3年の普通交付税は36億9,000万円と平成27年度と比較すると16億3,000万円の減少となる予測がされております。加えて平成29年度の決算では、経常収支比率が84.7%、公債費負担比率が18.2%と財政の硬直化は依然として警戒ラインだと思っております。普通交付税の減額と財政の硬直化が今後の財政計画の障害にならないか非常に憂慮しております。もう一つ目は人口減少という課題です。この人口減少という課題は日本全体の課題ではありますが、本町にとってはより深刻な課題になっているのではないかと思います。本町の人口は平成27年度の国勢調査では8,667名、しかし今月末では8,590名と4年間で800名あまりの人口減少となっております。来年は国勢調査の実施年となっております。人口が前回調査より大幅に減少することが予測され

ているため、人口がその積算根拠となる普通交付税の更なる減額も予想されるのではないのでしょうか。減額される普通交付税、そして人口減少といった財政環境は、前回財政の非常事態宣言を出したときよりも、さらに緊迫した財政状況が間もなく到来すると私たちが捉えるべきではないのでしょうか。私たちは日頃、産業、医療、教育さまざまな行政サービスを受けておりますが、この財政環境の厳しさが、即町民への行政サービスの低下に繋がるようなことは絶対に回避しなければならないと思っております。まずはこの厳しさを、まずは財政環境が町民への行政サービス面からどのような影響が出て来るのか具体的に町長にお伺いしたいと思っております。また第2次せたな町総合計画では、財政運営について行政改革推進計画、公共施設等総合管理計画などの個別計画と密接に連携しながら健全な財政運営を目指すことと触れられていますが、肝心な今後の財政運営の基本的な考え方、その計画が明確に示されておられないのではないかと思います。今後の財政運営の考え方、財政計画の策定について町長のご所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、合併した市町村が、特例で合併後10年間は、旧市町村ごとに算定、合併算定替した交付税の合計を配分するもので、その後5年間で段階的に縮減される激変緩和期間を経て、合併15年後には一つの団体として計算した額、一本算定に移行することになります。せたな町は合併から14年目に当たるため、現在は激変緩和期間による算定で普通交付税の交付を受けております。平成30年度の数値で交付税の影響額について申し上げます。平成30年度の普通交付税の交付額は45億7,000万円であり、これは激変緩和が始まる前の平成27年度と比較しますと7億5,000万円減少しております。また今後の見通しでは、令和3年度に激変緩和期間の終了と国勢調査の人口減を推計すると8億8,000万円の減少となり、議員言われましたように平成27年度との比較で16億3,000万円の大幅な減少となります。このように合併算定替の段階的な縮減により大きな影響を受けることとなりますので、これまでの行財政運営を見直していく時期に来ていると考えております。

次に2点目でございますが、今後の財政運営の基本的な考え方についてお答えいたします。

第2次せたな町総合計画において持続可能な自治体経営をめざし、限られた財源で大きな効果を生み出す行財政運営を基本的な考え方として財政運営を進めてまいります。合併からこれまで本町を取り巻く環境は大きく変化し、新たな行財政課題への対応によって財政需要がさらに拡大していることから、施策調整の取り組みとともに、これまで以上に大胆な発想で事務事業の見直し、日常的な業務改善、事務の効率化による職員数の削減、既存公共施設の整理統合など、切れ目のない行政改革の取り組みを着実に進めていかなければならないと考えております。

一方、福祉、医療、子育て支援、教育あるいは産業の振興という部分については、これらしっかり取り組みをしていかなければならないと考えているところであります。いずれにいたしましても大幅な普通交付税の減額に対応するため、予算規模の適正化や更なる財源確保に努めることで、身の丈にあった持続可能な行財政運営に努めて参りますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 再質問させていただきたいと思います。

ただ今町長にご答弁いただいた中で、ちょっと質問がきちんと伝わってなかったのかもしれないんですが、どういう影響が町民に出てくるのかというところをお聞きしたかったんですが。お金が無くなるのが、直接、住民サービス、私はお金がないイコール住民サービスの低下ということは回避しなければいけないと先ほども申しましたとおり、そう思っております。例えば柘田議員が先ほど質問したように、ハイヤーに出せなくなる、デマンドバスをもっと充実したいが充実させられない。そのようなことになると非常に困りますので、どのような影響が直接、町民に出るのかというところを少し具体的に説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず町民に対する影響ということの質問でございました。まず令和3年度で完全に一本算定になるという状況、これは動かない事実でありまして、よく言われる平成の30年は令和では10年と、そういった社会の変化というのは非常に大きくなるだろうと予想をされているわけですが、せたな町におきましてもまさにそのとおりと感じております。したがって1年1年がこれからをしっかりと取組んでいかなければならない勝負の年と感じております。そうした中で、できるだけ住民サービスを低下させないで乗り切るといことになるかと思いますが、私たちもそういった考えで進めさせていただきたいと思います。そのためには、これだけ交付税が減ること、財政規模が小さくなるということ、これが確実な状況でございますので、これはサービスを低下させないためにも、町の経常経費を削減をしていかなければならないという状況が一つございます。これは先ほども答弁しましたように、公共施設の整理統合であるとか、効率良く事業を見直すといったことを中心になるというふうに思いますが、もう一つは同規模町村の財政規模というのは、現状75億程度でございます。せたな町は今年予算では、令和元年の予算は87億でございますので、これは同規模町村から比べると12億も膨らんでいるということ。これを同規模町村並みの75億で行財政運営を出来る仕組みをぜひ作っていかなければならないと今思っております。そのためには効率のいいコンパクトタウンを目指すということになると思いますので、その際には、議員の皆様方のさまざまなお知恵も借りながら私たちとしてもしっかりと汗を流してまいらなければならないと考えておりますことで、ご協力をお願いをして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の具体的な形での影響面とか、具体的な形での説明というのはできない状態であると判断してよろしいんですか。

横山議員。

○8番（横山一康君） 町長からご答弁いただきましたが、同規模町村から見ても非常にお金がかかっているということですので、更なる行財政改革を推し進めていくというふうなことで理解させていただきました。ただ、これは何も町側をお願いするだけが町民の思いでもないでしょうし、私の思いでもありません。町民全員がせたな町は協働の町づくりということを謳っていますので、町民全体でこの問題に取り組んでいかなければいけないと私は思っております。そうい

う意味で、町民へこの状態、今までとはまたちょっと質の違う次元の違った財政の困難さがやってくるということを周知していただきたいと思います。今、年に2回は財政の状況を町民に、せたま町の広報を使いながら周知してると思うんですが、こういう時期でありますので、町民の皆さんにもうちょっと財政に特化した今からこういうような状況が来るんだよと。皆さんにこのような努力をしてもらわなければいけない。そのようなことを周知するようなお便りというか、旧瀬棚町の時に町の財政状況ということで広報に別刷で作ったことがあります。それは何人かの方ご存じだと思うんですけど、そういうようなものを出して町民の皆様に、これから来る財政状況の厳しさというものを周知していただくような取り組みを、きちっとしていただけないかということの一つ提案させていただきたいと思います。またもう一つ、財政計画、財政を健全に持っていくための計画、私もまだ不勉強できちんとせたま町のことを調べたわけではないんですが、この時期にどういう施設が必要になって、起債残高がどれだけあって、基金がどれだけあるのか、どういうふうにしていけば健全な財政数値が導き出していけるのか、今後将来、持続的な町づくりができるのか、そのような財政計画というものも併せて早期に策定していただければと思いますが、いかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま議員言われましたように町民の皆さん全体で認識を共有して、この局面を乗り越えるという大変ありがたいお話をいただきました。まさにそのとおりであろうと思います。現在の基金の残高であります、合併当時この基金は13億5,000万円でありましたが、現在、平成30年度末の残高でございますが54億4,000万円ということで40億8,000万円が積み増しすることができました。一方起債残高、借金のほうであります、合併当時は212億1,000万円ございましたが、平成30年度末では127億5,000万円ということで84億5,900万円の減少をさせることができました。これは議員の皆さん方のご指導はじめ町民の皆さんのご理解とご協力の賜物というふうに感謝を申し上げますが、しかしこれでせたま町の財政が良くなったと捉えられては困ります。ようやく他の市町村の財政に近づいてきたというだけのことでございます。そう認識していただきたいと思っております。ここに来て先ほど申し上げましたが、交付税の一本算定によりまして大幅に削減をされます。割合で言いますと約30%を超える交付税が減ることになります。したがって今一般の家庭でもそうでありましょうが、このお父さんの給料が30%減ることになりますと、当然、それは今までの生活がままならなくなると、いろいろ工夫をしなければならぬと。ほかに収入元を探すと、そういったさまざまな取り組みが必要になると思っております。そういったことでは、せたま町で今建設をしている民間の風力発電、これも収入のプラスということにも繋がりますし、また産業の振興を進めることによって町民皆さん方、企業の皆さん方からの税収を増やすということも、これは方法の一つでございます。そういったさまざまな角度を削るばかりではなくて、そういった収入を増やすというようなこともしっかりやってこの難局を乗り越えなければならぬと考えているところでございます。そのためには、議員先ほどおっしゃいましたように、この町民全体でそのことを共有して、しっかり協力をして乗り越えなければならぬと、そ

のための手段の一つとして、方法の一つとしておっしゃいましたように、この財政状況をしっかりと町民の皆さんにご理解をいただくということは大変重要なことだと思っておりますので、ぜひこの横山議員の発言のとおり財政事情をわかりやすく整理をさせていただいて、町民の皆さんに配付するということがしっかりと検討させていただきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。財政計画の策定につきましても、これは当然しっかりとやっていかなければならないと思っております。

○議長（真柄克紀君） それではここで10分間休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） 議長に発言の許可をいただきましたので、せたな町地域公共交通網形成計画について、町長の考え方を伺います。

マイカーの普及や人口減少、少子化などにより公共交通の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小やサービスの水準の低下が生じてきている。せたな町では高齢化が進み、公共交通機関に頼らざるを得ない町民の増加が予想され、公共交通の維持、確保の必要性が増していることからバス路線への財政支援などに取り組んでいるのが現状です。これまでの公共交通は民間事業者を中心に路線網の整備などがなされてきましたが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の開始により、この枠組が見直され今後は地方公共団体が中心として、まちづくりと連携しながら多面的な交通ネットワークを再構築するとしています。こうした法改正の趣旨を十分に踏まえ持続可能な公共交通体系の構築を目指していると思っておりますが、町長の考え方を伺います。

今年度から運行しているデマンドバスによる住民へのサービスの状況について、そのことには実証運行調査の結果、概ね良好とのことでしたが、太櫓地域の方の中には患者バスとの違いで負担が増すという方もおられます。その見直しができるものなら見直しと対策についてどう考えているのかお話をお聞きしたいと思います。デマンドバス区域外の住民の中にも交通弱者といわれる町民の数は多く、多くの方が交通サービスを受けたく思っているのが現状です。例えば鹿部町ではコミュニティバスの実証運行を始めていますが、当町ではコミュニティバスについて今後実証運行等する考えはあるか。

以上2点について町長の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えします。

せたな町地域公共交通網形成計画につきましては、関係する交通事業者や函館運輸支局、各区

の利用者の代表などで構成する法律に基づいた組織である、せたな町地域公共交通活性化協議会を設置し、平成29年度に計画を策定しました。計画は誰もが便利さを実感できる公共交通ネットワークの構築を基本方針に平成30年度からの5年間で想定し、複数の運行目的の統合によるデマンドバスの運行や高齢化などによる移動困難者に配慮した移動支援策の検討などを実施していくものです。平成30年度は、北檜山区太櫓線の同路線同時刻で運行していた函館バス、患者輸送バス、スクールバスを1本化し、効率的な公共交通体系への見直しを図り11月と2月に実証運行を実施し、本年度の4月1日から本格運行としたところです。

そこで1点目の患者バスとの違いで負担が増すという方がいることへの見直しと対策についてというご質問ですが、乗車料金につきましては、全道の各町で行われているデマンドバス事業や平成26年度からすでに実施している今金町のデマンドバス事業の取り組みを参考に、協議会で乗車1回200円で設定されました。特に今金町とせたな町は長万部行きの路線バスが通る隣接した自治体であることから、今金町と足並みを揃えた料金設定を第1に考え乗車1回200円の同額で設定されました。また従来の路線バスや患者輸送バスはバス停や待合所でおもに乗降しておりましたが、デマンドバス事業は自宅の玄関から目的地の玄関まで送迎することで対応することができており、更なるサービス向上に繋がっていると思われ、利用者からも多くの利便性の高まりの声をいただいているところであります。ご質問の太櫓線においては実証運行後にも住民説明会とアンケート調査を実施しておりますが、84%の方が妥当であると回答をいただいておりますので、ご理解いただいていると考えております。このような経過から今後の見直ししていく路線も含めて、他の路線と整合性を図りながら乗車料金は一律200円で設定したいと考えております。

2点目のコミュニティバスの実証運行等についてですが、議員のおっしゃる通りデマンドバス区域外の住民の中には交通弱者といわれる町民の方はまだまだ多く、たくさんの方が交通サービスを受けたく思っている現状がございます。せたな町地域公共交通網形成計画にも記しておりますが、全体的な視野から町内どの地域も交通の利便性を高めていくことが、計画期間5年間で最大の取り組みであると考えております。その中でも異なる目的で運行されている重複路線と路線バス利用困難者を解消することがまずは優先されるべきと考えます。また財政的にも新たなバス事業の財源を、重複路線を統合することで削減された財源を充当できることから、計画どおりに進めていきたいと考えております。そのためには地域の声を聞き、地域の実情の把握や分析をしっかりと行いながら、将来的なコミュニティバスの導入を視野に入れ、段階的な公共交通体系の構築に努めていきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 先ほど町長から平成30年から令和4年までの5年間を目途にこのバス路線を拡充していくと、デマンド化していくということを聞いてますが、1年でも早く行なってもらいたいと思っております。地域住民の高齢者の生活状況の広がり、地域の活性化にも繋がっていくと考えられます。また現在、問題視されている高齢者の運転について免許証の返納に繋がっていくものと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、せたな町地域公共交通網形成計画については、主にまちづくり推進課が事業の推進に当たっているものと思いますが、町民が安心して暮らし続けられる持続可能な生活交通網の確保をお願いします。

以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。計画のスケジュールでは、平成30年度から5年間ということで、それを目標に進めていきたいと考えております。デマンドバス区域以外にも対応するためにも、できることならスケジュールを早めて行きたいと考えておりますが、現実的には隣接する自治体、自治体に車輛を運行する交通事業者、あるいは国道の関係機関との調整というさまざまな問題がありますので、私たち町の都合や思いだけで進まないということもあるということ、ご理解をいただきたいと思っております。しかしながらせたな町における公共交通網の形成は大変重要な課題であります。議員おっしゃいましたように高齢者の足の確保、あるいは高齢運転者の問題、さまざまデマンドバスでの効果というものが期待されておりますので、早急に対応をしていきたいと考えております。担当する職員体制の強化、あるいは関係機関との連携支援をいただきながら、計画の基本方針であります誰もが便利さを実感できる公共交通のネットワークの構築、この実現に向けてしっかり取組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長に対しまして雅荘の運営と町内の介護保険サービス事業所に対する支援策について伺います。

①地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘は、平成27年度の介護報酬減額改定による収入減と看護職員や介護職員の確保難によって恵福会は平成30年度末で運営を終えました。このまま事業廃止となれば補助金返還問題が発生しますが、その場合の返還金額を伺います。

②恵福会からの運営上の相談に、これまで町長はどのように対処されましたか。さらに事業再開と施設の有効活用について今後の見通しを伺います。

③特別養護老人ホームだけでなく、他の介護保険サービス事業所でも採算問題と人材確保問題では同様の問題に直面しております。町の対応策を伺います。

④現在、特別養護老人ホームの待機者数は70名に達していますが、施設更新問題に対する町の支援策についてお尋ねします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問であります。議員ご指摘のとおり、せたな雅荘についてはこのまま事業廃止となり、施設の活用がない場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律いわゆる適化法に基づいて財産処分の手続きが必要となり、補助事業者である恵福会が補助金返還をすることとなります。返還金額につきましては、建物の耐用年数、経過年数により算出され、返還

が確定となった場合、北海道と具体的な協議を進めることとなりますが、これまで北海道と確認している金額は、約1億4,900万円と試算されております。

2点目のご質問であります。せたな雅荘の運営に関しては、恵福会より平成29年11月15日に要請文書が出され、施設の運営継続について協議を進めてまいりました。議会のご理解をいただきながら町としても可能な限り支援を行い、なんとか施設運営の継続を願ってきたところでありましたが、残念ながら恵福会において施設の運営を終えるという判断に至ったところであります。現在、恵福会と町は事業再開の可能性について、町内事業所に検討をお願いしているところであります。

3点目の採算問題や人材確保についてのご質問であります。他の事業所におきましても同様の問題を抱えていると伺っておりますが、それぞれの事業所において経営努力されているものと認識しております。人材確保の問題につきましては、全国的にも喫緊の課題であり、当町におきましても慢性的な人材不足が予想されるところであります。町では人材確保を図るため平成28年度から介護人材確保、育成支援事業を進めており、事業者の収入増、介護職員の給料増に繋がる介護福祉士資格試験の条件となる介護職員初任者研修、実務者研修を実施し、研修費用のほぼ全額を助成しているところです。また平成26年に消費税増収分を活用し、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が創設されております。介護従事者確保のためのキャリアアップ研修などが対象事業となっております。これまでも各事業者には制度について情報提供してまいりましたが、さらに積極的に活用していただくよう働きかけたいと考えております。

最後4つ目の質問でございますが、施設の更新についてのご質問でした。町内特別養護老人ホームにつきましては、大成長生園が築34年、きたひやま荘が31年経過をしており、耐用年数にはまだ期間はあるものの、そう遠くない時期に更新問題が出てくると認識しております。すでにそれぞれの事業所においては、さまざまな準備をしていると思っておりますが、その時には町としても支援について検討したいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

北海道に対する補助金の返還額は、おおよそ1億5,000万という答弁でございました。雅荘はこれまで町に約3,000万円の財政支援を求めておまして支出をしております。今回新たに5月末に約4,000万円に達する追加支援の要請が出されております。これらを合算しますと、財政支援と補助金額合計で町の持ち出しは2億2,000万円という数字になりますが、よろしいでしょうか。現状では補助金の返還を回避するためには、雅荘の事業再開は不可欠の課題になっていると思っておりますが、町長の認識をお尋ねいたしたいと思っております。雅荘の再開は、単に補助金返還を回避するという狭い問題ではありません。現在、特別養護老人ホームの町内の待機者数は70人を超えております。また早期入居希望者に限っても30名に及びます。こうした切実な入所希望者の要求に応えること。介護難民を出さないために万全を期する必要があります。改めて雅荘の再開を実現するように町長に努力を求める次第であります。

③平成27年度の介護報酬改定による採算問題と人材確保問題は、すべての介護保険サービス事業所に深刻な打撃を与えていることは、町長もご承知のことと思います。せたな町の介護事業の推進にとって、この対応は町行政上の喫緊の課題になっております。介護事業所の撤退問題が各地で発生しておりますけれども、最大の被害者は介護サービスを求める住民であり、介護保険料は取られるけれども、必要なサービスを受けることができてないという深刻な事態に直面しております。当町において、このような事態を回避するために、人権補助制度の創設など町独自の支援策を求めます。

⑤施設更新問題は避けて通ることのできない重要案件であります。改築の時期を見定めて適切なタイミングで支援策を明確にするように再度お尋ねする次第であります。

これが予定した再質問の全てです。予定していない再質問も一つやりますから、町長の答弁を聞いてますと恵福会に対するスタンスが明確でないんです。実は担当課に、道に対する補助金返還額が、今のまま事業所閉鎖になった場合にはいくらになるだろうというお尋ねをしたんです。ところが、これは事前の担当課とのやりとりで町の持ち出し分も含めて、合計で2億5,000万円くらいになるという、これは非公式の話でありますから、そのように町長も受け止めておいてほしいんですが、つまり恵福会に出した9,000万の町補助金、それから道から来ている補助金残これも合せて答弁するやの状況でありました。そこで私申し上げましたのは、町で出した恵福会への補助金これを返せというふうに私の発想の中にはありません。今、問題なのはせたな町サイドから恵福会ということになるんでしょうか。道の補助金これ10年以内に撤退するわけですから返せということになるのは、自明の話なんですけれども、その金額が幾らになるんですかということ伺ったわけでありまして、これは樋口課長にも申し入れて、私のほうで頂戴した金額は道に対する金額だけだというふうに申し上げましたので、先ほどの答弁は妥当なご答弁だと思うんです。何を私が心配しているかと言いますと、すでに恵福会には1,900万が1回と、それからこの3月には1,950万が1回、支援策として出しているわけです。それだけじゃないでしょ町長、新たにまた来てませんか。5月末の決算数値として細かい数字は抜きにして、約4,000万の支援策が求められていると。こういう問題に今直面しているわけです。私が心配しておりますのは、この問題をきちんと対処していかなければ、恵福会本体のそもそもの事業にどんな影響がもたらされるのかということをお心配しております。そうなりますと私どもの町の介護行政全体の重要な現場に支障が起きるということはないのか。そういう視点でこの問題を町長は腰を据えて対応されようとしているのか。そここのところについて改めて再質問をしておきたいと思っております。

答弁の結果によって再々質問を行います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の雅荘の再開に関するご質問でございました。これはしっかりと恵福会と相談をしながらこの再開に向けて現在、取り組んでいるところでございます。本体の経営の話もございましたが、私たちも

正直なところ本体の経営の心配もしております。このことにつきましても理事長はじめ、理事者の皆さん方の認識などについてももしっかり承りたいと思っております。

次に事業所の撤退問題、これは先ほどもお話しましたが、これは補助金の返還という問題が伴いますし、また入所者のことも十分考えていかなければなりませんし、待機者も相当数いるということもございますので、これは絶対避けていきたいと、避けなければならないと私たちは認識をしております、そのための取組みをさせていただいている最中であります。

それから施設の更新につきましては先ほども申し上げましたが、この現状まだ耐用年数には至っておりませんが、これは当然、年数を経てまいりますとそういった時期がいずれ来るということは明らかでございますので、まだ少し早いのかもかもしれませんが、そうしたことについても施設の考え方も十分お聞かせいただきながら、相談に乗ってまいりたいと考えているところであります。

それから補助金の数字につきまして、当初議員と少し食い違いがあったということでございます。これは菅原議員の質問の趣旨を取り違えたということでございまして、お詫びを申し上げます。しかしそういうことでご指摘をいただきましたので、数字につきましては、ご質問の中での数字とさせていただいてるところでご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今質問者から事業に対する具体的な影響と今後について明確な形で答弁いただきたいと言われているんですが、私の聞いている範囲では、その点について具体的な触れ方も考え方も示してないと思っております。

○町長（高橋貞光君） 答弁漏れにつきまして答弁をさせていただきます。まず現状これは制度の改正によりまして収入が減るという事態に陥っているところでございますし、また併せて職員の不足、人材の不足ということで残念ながらそういう状況に陥っているということで、これらをどうするかということの質問でもございましたが、取組みとしましては、これは人材不足をどう解決していくかということにつきましては、一つは今民間の同様の施設でも行われておりますように、高齢者人材、元気な高齢者人材の活用あるいは障害者の雇用の拡大、加えて外国人人材の活用といったようなことが、今取り組まれている先進事例があるということもございます。そうしたことにつきましても十分事業者側、法人としっかりと取組みに対する支援をしていかなければならないのではないかと考えておりますし、この職員の処遇改善につきましても、これは必要なことと思っておりますが、ともすると引き抜き合いというようなことにもなりますので、この辺は慎重に今後検討をしていかなければならないとも思っているところでございます。いずれにしましても、現状大変厳しい状況となっておりますので、恵福会の経営側としっかりと検討させていただいて、どういったことが町として可能なのかということにつきましても、今後考えていきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。

率直な質疑答弁させてもらいましたが、肝心要の本質的な部分では答弁噛み合っておりませんよ町

長、これは申し上げておきます。まず幾つか問題点があるんですが、まず恵福会の問題については私は極めて深刻な状況に今立ち至っているのではないかと分析をしております。雅荘の経営をしたことによって、結局善後して町に支援金の要請が来た回数は3回、金額で申しますと既に出している約3,000万、今は新たに要請を受けている4,000万、町としては雅荘に補助金を出しているという言い方になるんでしょうけれども、建物の施設をスタートする時、若干の運営費も含めて出しているようではありますが、そのことを抜きにしても、今せたな町から道に1億5,000万ですかマックスで、そういう返還問題が起きている。これ大変な金額ですよ。平成24年の時にスタートした時は一口で3億でスタートした施設だったと言っているんです。細かいやり取りはありますよ、あるけれども、3億施設、29人の入所者が入所されたと、大変結構だと。24年、25年、26年と順調ですと。問題は27年の介護保険報酬の極端な改革なんです。これは全国的に大きな打撃を受けました。ここに至るにもじゃあ恵福会側の対応策に万が一つにも手落ちがなかったのかと言われると、それはそうでもないようであります。例えば介護職員の処遇改善交付金の申告が他の施設に比べて遅れていたのではないかと等々の企業としての改善の努力の余地は明らかにいくつかあったということも承知をしております。しかしそうしたことも含めて27年から経営悪化したという事実は否定できない状況なんです。それで町長どうですか。あなたは恵福会の理事者から大変なんだという相談を受けたことございませんか。ありますでしょ。今日、町長ああいう答弁で留まっておりますから、私もはっきり経過申し上げますが、私は平成29年の5月に恵福会の理事長から直接、深刻な相談を受けているんです。27年の介護報酬の減額によって非常にきつくなって、見通し大変なんで町長に何回か相談してるけれども、返事がないと。それでなんとか議長、議会のほうで応援貰えないかと。私はそこから出発したんです。その後、当時の総務厚生常任委員長と副委員長と同行いたしまして恵福会から具体的な数字を聞きました。大変深刻な状況になってます。それらの中で平成30年に入ってから1回は1,000万の支援策、今年の3月には1,950万の支援策、こういう流れになっていくわけですが、現場の状況深刻ですよ。町長に相談しますと町長は頑張ってくれて言うんだっていうんですよ。もうちょっと頑張ってみてくれと、でも現場のスタッフに言わせると、俺ら散々頑張ってきてこれ以上どうしようもないというギリギリの思いで町長に相談しているのに、もうちょっと頑張ってくれと言われたら、いったい何をあと頑張ればいいのかということをおっしゃっている。これ私、生の声で聞いてますから、ですからそういう問題が出てききている以上、膝を突き合わせて徹底的に打開策を研究、検討すべきだったと思いますが、残念ながら担当課の課長も前向きではなかったという明快な批判的意見を私は頂戴しております。で町長何を言いたいかというと、これは確かに檜崎医院から町が寄贈を受けて、高齢者のための施設にしてほしいと、町長も誠意を持ってやりました。それは私評価しているんです。さすが高橋町長ならではのことを評価しています。その気持ちは今も変わりありません。しかし建物を建てるに当たって、町直営では補助金が出ないから結局は民間の福祉法人を事業主体者にして、それで補助金をもらうということが事情としてあったようです。そういうことで恵福会に打診をして雅荘の経営を地域密着型小規模特別養護老人ホームとしてサテライトの経営をするということになったわけです。

私は何を言いたいかといいますと、これは経過に照らしてみても恵福会が主体的にプランを立てて、町側に補助金の要請をしたという物件ではないということなんです。この問題に対処するときには絶対明らかにしておかなければならないのは事業に着手する時の経過の問題なんです。だから一遍、恵福会が雅荘を運営したからといって町の責任は無いですよ、あとはあなた方の主体性において経営辻褄を合わせたらいいじゃないかと。あなた方にばかり応援すると、じゃ他の施設はどうなるんだと、公平性を欠かないのかという問題になってくるわけです。私は再質問で申し上げておりますけれども、雅荘だけではいいというふうには全く考えておりません。これは雅荘に対する支援は雅荘に対する具体的な経営と、個々が抱えている事情や希望に応じてどう対応するかという問題は行政の宿題です。それに留まらないで他の介護保険施設に絡む施設たくさんありますから、これ多かれ少なかれ報酬減による経営難、スタッフの確保これはもう深刻な状態です。私聞かされてますけれども、結構、引き抜きという失礼になりますけれども、スタッフの移動があるようです。それは結局は処遇の問題が前提になっていると思うんです。全国的に出されている例では、他の職種に比べて非常にきつくて、大変な仕事なのに一口で言って月10万は足りない。有資格者がたくさんいるけれども現場に入っていないのは、そういう問題があるんですというふうには聞いているんです。ですから町長は資格得る時の支援制度は、確かに立派にやっつけらっしゃいますよ。立派だと思います。しかしその効果、果実というのは出てますか。資格者はいる、スタッフはいるといっても結局少しでも良い条件のところへ動こうとするものだから、それぞれの施設の定着率が非常に悪いと言うんです。そのことの悩みというのは現場に聞きますと、深刻なものがあります。ですから私は再質問で申し上げておりますように、狭く恵福会雅荘の問題に限定しないで、町内全体の介護施設の持続的な経営に目を向けて、町独自の人件費補助の創設、これをいよいよ考えるべき時期に来ているのではないかと提言したいと考えているわけでありまして。これは今日お答えいただければ議会終わってからでも結構ですから、内部で深刻な検討をしていただきたいと思います。再々質問の最後に町長この雅荘の再開の問題、これを今日ある程度、町長の見通し踏み込んでおっしゃっていただけませんか。単純に小規模特老としてサテライトの姿で再開するということが果たして可能なのか。そこが無理だとすれば、3億をかけたあそれだけの立派な内部施設を持っておりまして、瀬棚区の皆さんだけじゃなくて入りたいと言っているんです。出されちゃったけれどもああいうところにまだ入りたいと。それからまだその年齢ではない方も、俺いずれああいうところに入りたいんだから、何とか再開してよねというのが区の中での多くの方々の声であります。こういうことについて町長はこの切羽詰まった局面の中で町長責任としてどのように決断し、どう結論付けるのか、これについての考え方を最後に伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

そもそもの発端は、介護報酬の改正ということによる減収により経営難ということだったと思っております。そのことにつきましては、29年にも要望いただいて、その内容について十分理解をし

た中で議会にも相談をさせていただいて、30年に支援をさせていただいたという経過がございます。私たちとしましては、そうした介護報酬の削減に伴う経営難ということで、ずっと理解をしておりました。ただここに来まして介護報酬の削減よりもむしろ人材確保の問題ということが生じてまいりまして、そのことにより入所者を受入れることができないそういう制限をしたことによるの大幅な経営の赤字ということが生じて参りまして、結果的に継続ができなくなったという状況でございます。介護人材の確保につきましては、先ほども申し上げましたが、私たちとしていろいろと手を尽くして来ているところでございますが、実際の効果というのはなかなか厳しいということにつきましては、おっしゃるとおりでございます。ただ事業者によってはやはり定着率のいい事業者もございますし、いろいろな対策をとってる事業者もいるわけでありまして、そういった意味においては、やはりそれぞれの事業者において働きやすい環境の整備であるとか、そういった事業所として取り組める部分について一生懸命頑張っていたきたいと思っております。

それから再開という問題でございますが、これは私たちもこの再開に向けて、今取り組んでいる最中ではありますが、今町内事業者を通じて再開できるかどうかということの検討をしてもらっている状況です。この結果につきましては、この結果が出次第また報告することになると思っておりますが、もし仮にそれが叶わないといったことになった場合には、もう少し幅を広げた形で再開を検討するという事になるかと思っておりますので、その点につきましてもいろいろと恵福会本体としっかりと協議をさせていただいて、できるだけ町民の皆さんの期待、菅原議員の今回の思いに沿えるような形で汗を流してまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長だいたい具体的な話はわかりますけど、先ほど質問者は今のこの施設の位置付けと前提としての政策上きちんとした形で、明確な現時点での答弁をいただきたいというふうに私は質問されたと思っておりますので、現時点の中でそれを明確に答弁していただきたいと私のほうからも思います。

○町長（高橋貞光君） この恵福会に限らずこうした高齢者の介護福祉施設につきましては、大変町としても重要に感じているということで、申し添えたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） それでは、これで休憩時間といたします。

1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町の臨時、非常勤等職員の待遇改善について町長にお尋ねし

ます。この問題は私は旧町時代に議員に出てからずっと一貫して取り上げてきた問題なんです。新町の立場で幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

①新年度のせたな町における臨時、非常勤等職員の人数を伺います。

②来年4月1日施行の改正地方公務員法及び改正地方自治法により、会計年度任用職員にパートタイムとフルタイムの非常勤職員が正式に位置付けられ待遇改善の道が開かれました。この背景には、同一労働、同一賃金を求める非正規労働者の格差是正の政策判断があると言われております。臨時、非常勤等職員の待遇改善の内容は、基本給、昇給、期末手当を始めとする諸手当、有給休暇、退職金、正採用など多岐にわたります。せたな町として、どこまで踏み込むお考えなのか、来年度の実施に向けた基本方針を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2つ目の菅原議員のご質問にお答えします。

1点目のご質問であります臨時、非常勤職員等の人数でございますが、6月1日現在、臨時職員が105人、非常勤職員については町の各種委員を除き119人で、合計224人となっております。

2点目のご質問であります、来年4月より現在の臨時職員、非常勤職員等の適正な任用や勤務条件を整えるため会計年度任用職員が制度化されます。この中で労働時間により週38時間45分のフルタイム任用職員と週38時間45分未満のパートタイム任用職員に分かれます。賃金体系では、今までは時給、日給が主でありましたが、改正後ではフルタイム任用職員が月給となり、議員のご質問にもありますように諸手当の支給が可能となります。パートタイム任用職員は、報酬と交通費、諸手当では期末手当のみが支給可能となりました。また給料の昇給につきましても再度、任用された場合などは実績を加味できますことから、実質の昇給が可能となり退職金につきましても、支給要件が整った場合には支給できる制度となりました。

ご質問の要点であります会計年度任用職員に移行後の任用職員の待遇改善でございますが、町の基本的な方針といたしましては、今回の法改正は臨時職員、非正規職員の処遇改善及び適正な任用、勤務条件を整えるためと考えておりますことから、制度の移行に当たっては任用職員に不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保がなされるように、現在、関係条例、規則の制定に向け、制度設計について調査、検討の作業中でございます。なお今後のスケジュールといたしましては、12月開催の第4回定例会に関係条例の提案が出来ますように作業を進めております。また任用職員から正規職員への登用としては、現在、町では有資格者を対象とした技術職員を除き、一般事務職員は採用時に18歳から21才までを初級職、22才から30才までを上級職として採用をしております。31才以上の方の採用は現在までございませんが、今後におきましては、優秀な人材を求めるべく、北海道や他の自治体でも年齢制限のない社会人枠として採用試験を実施している現状もございまして、町も職員の採用方法について多角的に検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 丁寧な答弁をいただきました。それで再質問で申し上げたいことがご

ございます。まず一つは改正地方公務員法の第22条の2第1項第1号に該当するフルタイムの会計年度任用職員は、現状に当てはめると何人になるのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

2つ目ではありますが、臨時非常勤職員の待遇改善は単にスタッフの改善ということに留まらない側面を持っております。スタッフの処遇の改善を通じてそのことによって町民により質の高い安定的な住民サービスを提供できるという点で、行政にとっても奥の深い重要な案件になっております。官製ワーキングプアと言われる臨時、非常勤等職員の処遇改善、格差の問題について現時点での町長の基本的なスタンスを伺っておきたいと思えます。なお来年の実施に向けた作業日程には町長の先ほどのご説明がございました。私どもも慎重に見守り寄り添ってまいりたいと思えますが、必要な時期に必要な提言をさせていただきたいと考えておりますので、それらも十分検討の内容の問題として受け止めていただくように、特に考え方を正しておきたいと思えます。この待遇改善の問題は、各自治体の裁量権に任せているという部分が相当数あるんです。法律の縛りは、先ほど町長言ったようにフルタイムの方は、手当と退職金、ところがパートタイムの方は退職金までは今決めていないんです。そのということも含めて各町の理事者が、この処遇の問題でどういう主体的な判断をなさるのか、このことを私は見つめてまいりたいと思うんです。それで少し古い話になりますけども、これは旧町時代の話ですから、町長ちょっと聞いておいてください。あなたのことではないのでね。パート労働者の方の生活実態極めて深刻です。同じ仕事をして同じに頑張っても貰う絶対金額が違うんです。古い時には年休なし、手当なし、病気すれば全部欠勤です。かてて加えて何十年もまじめにやってきたパートの方が旧瀬棚町にいらっしゃいましたが、今日で定年になりました。挨拶にわざわざ来てくれたんです。在職時代お世話になりましたと。ご苦労様ですって、その時になんと行ったか、今でも耳にこびり付いてますよ。菅原さん、私何十年も真剣に勤めさせてもらいました。有り難かったです。給料は安いけども誇りを持ってやってきたんです。ところが今日、離職の辞令1枚貰っただけで、はい、さようならだったっていうんです。この話しを聞いたときに、私は議員として大変、勉強不足であったし、臨職の方の処遇改善という点で、議員としては至らなかったものがあると痛烈に反省しました。それからいろいろ取り組みまして、旧町時代年休、これは極めて不十分ではありますが、幾つか付けるといこともいたしました。いずれにしましても非正規労働者の実態は、民間問わず、官製問わず、過酷なものもあるんです。しかも今の法律の大前提は同じ仕事をやったら同じ賃金出したらいいじゃないかということなんです。これは民間の問題もそうなってます。残念ながら地方自治体では厳然たる採用の資格の問題がありまして、時間単価、給与表に基づく給与の支給ありますし、なかなか大変なのはわかりますが、そうした大局に立って自治体の裁量権の中で最大の格差是正ということについてよく研究をしていただいて、先進地の例も学びながらしっかりと対応をぜひお願いしたいと思うんです。この前提には人件費を安くして、それで町の行政を進めていこうという考え方があるんです。町長がどういう考え方かは別です。これは一般論として申し上げているんです。ですからオホーツク方面でしょうか、道東方面のある町は臨時職員が半数、もしくは半数を超えてるといところがあるんです。じゃそういうもとであらゆる住民サー

ビスに、災害含めた緊急時の時にしっかり自治体としてのサービスを提供できるかという問題がやっぱり問われますので、そこのところは大局に立った地方自治体の万全な経営運営というところに軸足を置いて、この町の将来の執行体制の構築に当たる必要があると私は思います。そういうことも含めまして町長は先ほど、まだ来年に向けていろいろ検討の最中だと言いますから、今日ここでは細かい答弁はいたしませんので、9月議会でまたやらせてもらいますから、どのくらい進んだんだと、また進み過程によっては12月議会でまたちょっとやらせてもらいますので、予め申し上げておきたいと思います。

まず再答弁をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の臨時職員につきましては105名ということでございます。それから官製プアの考え方につきましては、私も菅原議員と同様の考え方しております。したがって、この対応につきましては、各市町の取組みなども十分参考にさせていただきまして、制度の趣旨に沿ってしっかり対応してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは3問目の質問につきまして町長にお尋ねいたします。

北部松山衛生センター組合の解散についてお尋ねいたします。

①平成24年度から今金町に続いて当町でもミックス事業が実施されました。その結果、北部松山衛生センター組合の業務は、大部分は、ごみ処理事業に集約されることになりました。ミックス事業が実施された場合は、組合を解散し両構成町の経費削減を図る構想がありましたが、削減経費の見込み額を伺います。

②ミックス事業が実施されてから今年で8年目を迎えますが、組合の解散に向けた今日までの検討内容明らかにしてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3つ目のご質問にお答えをいたします。

北部松山衛生センター組合は昭和43年4月に一部事務組合として設立され、平成17年9月の市町村合併により、せたな町と今金町の構成2町による一部事務組合として運営され、現在に至っております。この間それぞれの構成町で下水道整備が整い、し尿と併せて処理するミックス処理に移行したことから、平成22年3月をもって、し尿処理業務を終了し、現在はごみ処理業務が主なものとなっております。

先に2点目の質問から答弁させていただきます。組合の解散に向けた今日までの検討内容ですが、組合のごみ処理業務及び処理施設の管理等にかかる諸問題並びに課題についての整理を目的に、平成26年度において構成町の副町長、担当課長、組合事務局で構成する北部松山衛生センター組合ごみ処理政策検討会を設置し、計4回の会議を開催し報告書がまとめられました。その中で共同処理の方向性についてのまとめとしては、2町間での共同処理の経済効果は大きく、町

単独処理では新たな施設整備等の投資は避けられなく、現組合構成両町にとって将来的にもプラスにならない、現体制で廃棄物処理の目的を達成しながら経費の節減に努力し、将来の広域処理も視野に入れた低コスト化の検討も行き、現中間処理施設の延命化をできる限り図り維持していくのが最善であるとの結論付けをしております。

次に1点目の質問ですが、組合を解散した場合の削減経費の見込み額についてですが、ごみ処理政策検討会においてはケースごとに比較検討いたしました。1つ目として、一部事務組合を解散し単独処理とした場合、それぞれの町に計量設備を備えた埋立地を整備するため、設備投資や管理経費が嵩み将来的に両町にとってプラスにはならないこと、2つ目として、広域処理の場合、渡島広域連合へ加入した場合の負担費用等を予測した結果、負担金の大きな差は無いものの、中継施設の建設が必要になり10億円以上の投資と管理人員が必要となり、運搬費用も発生するため経済的負担の面でメリットがないこと、3つ目として、管理を民営化する場合、破碎施設とリサイクル施設は既に民間委託していますが、焼却処理施設を民間委託した場合、当時の試算では年間3,370万円の人件費に対し、民間管理会社の提示費用では3,060万円となっておりますが、将来推計と比較すると大きな優位性は認められないなど、それぞれの検討結果を踏まえ、ごみ処理政策検討会において先ほどの結論に至ったものであります。いずれにしても、ごみ処理対策は暮らしやすく住みよい町づくりを推進する上で、重要な施策と認識していることから、構成町の立場として廃棄物処理行政の本来の目的を損うことなく、引き続き行政経費の削減に取り組むよう組合に対し要請してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先ほどの答弁については、根本的に納得がまいります。到底受け入れられたい答弁だと思います。まず簡単に申し上げておきますと、検討して結論が出たっていうことをあなた申し上げましたでしょ先ほど、いつ、どこで検討出したんですか。私のほうで得ている資料の限りでは、内部検討はされた経過はあるようです。ごみ処理政策検討報告書、北部桧山衛生センター組合ごみ処理政策検討会、これは内部組織でしょ、要するに事務方の行政の中の内部処理でしょ。確かに今あなたおっしゃったようなこと書いてあるんです。これは目を通してますよ私も。ここで出した結論が全てなんですか。どこかに正式にかけて正式の決定の手続きを取りましたか。取ったのであればそれをまず伺いたいと思います。幾つか指摘したいんですが、この検討した内容そのものに問題があるということなんです。大体これは内部の関係者だけで作業してるわけですから、センター全体合理化をやるとなれば身を切らなければならないわけです。だから外部の関係者も入れて、徹頭徹尾、経費合理化、業務削減という厳しい原点でこの計画が作られていかなければならないわけですから、立てた計画のメンバーも、その後の手続き作業も、これ確か27年だと思いますが町長、8、9、10、11と、このまま来ているんです。ですから検討した経過は、あるのか、ないのかということになれば、私は、まだ検討し、結論が出ていない現状にあると、そういうふうに判断いたします。これは私の判断ですから。

次に町長先ほど触れておりましたように、北部桧山衛生センター組合の主たる業務がごみ処理

事業に集約された段階で、全体の業務量減っているわけです。減っているんだからしたがって管理部門業務も合理化させていかなければならないんです。ここまではいいですよ。それで私の試算なんですが、管理部門には3名の管理者います。これは事務局長、次長それから現場のほうに目配りをしつつ同時に事務所にいるメンバー、この3人合計の人件費は諸手当、共済費含めて一口で3,000万です。これは副町長にも確かめてあります。その基礎データも貰ってあります。ただこの3人を一部事務組合解散したからといって3人を全部合理化できるかという、多分そうではないと思います。そう1人は現場管理、総括の立場で所長になるんですか、副所長になるのかということで、残さないといけないですから3人のうちの1人は置いておくと、2人合理化できれば一口で2,000万です。10年間で2億ですよ一般財源。全体の業務が減っているのに依然として管理部門は同じだと。ここは根本的な矛盾ですから解決されてしかるべきだと私は思うんです。町長言ってましたが、北部松山衛生センターの組合は確かに43年に確立されているんです。今の事業のメニューはちょっと違いますが、私も47年から3年間、組合議会に席を置きました。平成19年からは議長の職ということで関わりも持ちましたが、19年の議長に就任した時にいろいろな問題があるということを感じました。まず率直に申し上げておきますが、当時から既に現業部門の職員から事務部門にあんなに職員必要ですか議長と、考えてくださいという提起を受けております。今日ここで言うのはどうかという問題もありますけども、視察に来た時には、ほとんど現業のスタッフで対応するそうです。仕事の手を止めて。それはそうです。専門的な説明しなければならぬんですから、事務方の説明はそれは無理なんです。予算だとか事務的なことはいいでしょうけれども、とにかく我々忙しいのに、忙しくない人はゆっくりしてて、俺は何でこんなに汗をかかなければならぬんだというようなことも含めて、非常に衛生センターの内部には矛盾がございました。町長の耳に届いていたかどうか知りませんが、それから町長、この度は衛生センターの中でパワハラ問題起きてますでしょ。議会の仕組みが違うからセンターの理事者から私たち構成町村の議会に報告ということはありませんでした。しかし全員協議会の場で、そうした問題があるということを私たちは報告受けてるわけですから、それに関する内部文書も私入手しております。今日ここに持ってきておりませんが。相当なものですよこのパワハラも、これは改めて関係者が提訴すれば、立派な事件になるものではないかと思っておりますし、体質化しているって言うんです。被害者が1人や2人でないって言うんです。そういう問題も内含しているようでありまして、もっとビックリしたのは廃棄物処理場では、廃棄物処理法に基づく組合の維持管理計画書というのがあるわけです。町長ご存じでしょ。これは平成5年の衛生センターの正式な資料で、第1処分場の維持管理計画です。この時町長は議員でもなかったし、組合長でもなかったと思いますから、それで平成22年4月、あなたが組合長をやっている時の資料を出します。北部松山衛生センター組合として第2処分場の維持管理計画を決めているわけです。これは廃棄物処理法に基づいて埋め立て手順計画をどうしなければならぬか、センター組合自身が詳細な手続きを決めてるわけです。私も目を通して驚きましたが、処分して搬入したごみは即日覆土だとなっているんです。これは廃棄物処理法の指導に基づく基準なんです。私も迂闊だったと思いますけども、そういうことの確認というのはこれまでな

されてますか。私が経験している限りでは毎日覆土という作業はなされていないのではないかと  
思っております。こういうふうには細かい揚げ足を取るつもりはないんです。細かい点を  
考えてみると相当の課題があります。しかしこれらがなんで問題にならないか。これは私は一部  
事務組合の性格、ここにあるのではないかと考えているんです。端的に言いますと、単位議会で  
一部事務組合の問題を取り上げるのは、自治体の場所が違うから、単位町村の議会では質問の対  
象になりませんと、これはずっと遠慮してきているんです。さてもう一方では、一部事務組合あ  
るいは広域連合組合の場面では、個別の町の問題を取り上げても、それはここでは馴染まない  
と、それは現地の中で構成町の中でやってくれということになるわけでありまして、一般質問が  
非常にしにくいシステムになっているということを痛感します。その結果、具体的な事象につい  
て議会が理事者に指摘し、改善改革されるという道が非常に遠のいているということなんです。  
私はそういうことも含めて、今発展的に改組されていくべきタイミングに来てるのかと思ってい  
るんです。広域行政組合だけではなくてさまざまな方法がありますから、自治法をよく研究して  
いただいて、何が現在の北部桧山にとって現実的でより合理的で、より経済的か研究してみても  
もらえませんか。これは委託方式というのもあるわけですよ。一つの町が施設し運営しながら、同  
時に他の町村は基礎的な建設費の負担の問題も含めて委託をすると、こういうことでの先例もあ  
りますから、その時には自治体業務としてやっているわけですから一部事務組合議会は構成され  
ません。あくまでも事業主体をやっている町での議会の批判監督権というのは保障されるわけ  
です。そういうこともいろいろあります。それからついだから言ってしまいますけれども、これ  
まで広域連合あるいは一部事務組合の解散は非常に難しかったです。町長知っているように構  
成している全構成者がこぞって解散の議決をしない限り解散できませんというのが地方自治法の  
精神だったんです。しかしこれは町村合併の時期を通じてあまりにも不合理だと、一旦入ったら  
未来永劫足抜きは図れないのかというような話もございまして、これは自治法が平成24年だと  
思いすが変更されました。どういうふうになったかと言いますと、自治法の286条の2で  
す。前条第1項の本文の規定にかかわらず構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2  
年前までに他のすべての構成団体に書面を予告することにより、一部事務組合から脱退するこ  
とができる。要は何を言いたいかと言いますと、せたな町の主体性、判断、ここを町長が判断し、  
せたな町の議会に提示していただきたいと。せたな町の議会が良しとなったからといって、直ち  
に解散ということにはなりません。通告した2年後に解散できるんだという自治法上の改正点  
がございまして、一方通告やるよりも話し合っただけで今後どうしたらいいと、今金町が業務をやるか、  
せたな町が業務やるか、そしてお互いに相手町村に委託をするかというような生きた柔らかな話  
をすれば解決すると思うんですけれども、そうしたことも踏まえて今日の段階にふさわしいごみ  
処理業務の組織体系を、ぜひ至急考えていただきたいということ申し上げて、再質問を終わります。

町長、長くなくていいですから端的にお答えください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

先ほどの検討結果の内容ですが申し上げましたように、副町長それから担当課長、事務局で構成した検討会で検討した結果をお話をさせていただきました。それからごみ処理問題につきましては、今この大変大きな問題ということで、この前も中国において日本からのごみの輸入を禁止するというようなことで我が国としてもしっかりと自国のごみを処理するという前提で進めていかなければならないというような話もございましたが、当町といたしましても、ごみの問題につきましてはしっかりと処理をするということが前提になると思います。その上でどうしたら効率の良い処理ができるかということでのご質問かと思いますが、管理部門のご指摘がございました。3名の管理者、これがもう少し整理ができるのではないかなという話、それから維持管理計画のとおり作業が進んでいるのかという話もございました。また一部事務組合あるいは広域行政組合、この方式でいいのかと、もう少し考える必要があるのではないかなという感じのご指摘もございました。いずれにしましても、町として一構成町としては、どういう処理方式が今後相応しいのかということは常に考えていかなければならないと思っているところでございます。そうした上でしっかりと初期の目的が達成されて、しかも効率の良い構成町にとっても負担の少ないそういった状況が作れるのであれば、それが一望ましいんだと考えているところでございます。菅原副議長のお話をこうしていただきましたので、構成町議会に対しましても、こういったお話がございましたというような報告もさせていただきたいと思っておりますし、それぞれの議会から構成町議会に議員として出られておりますので、そういった中でせたま町議会としてもそうした議論を進めていただく機会ができるのではないかなとも思っておりますから、そういったことでこれからいろいろと協議を進めていただくように、この衛生センターに対しましてお話をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長今の中で質問者が原則的に問題視している事業量の減少の中で今のあり方がどうなんだと。改良していかなければならないのではないかなという、それが根底にある質問なんです。その辺について答弁が無いと思いますが、その辺今の段階できる範囲の中であればきちんと今の考え方っていうのは示しておくべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○町長（高橋貞光君） いろいろ問題点を解決していかなければなかなか今すぐこういう方向でということにはまいりません。組合を解散してどちらかに委託をするという方法もお話をいただきましたけども、それもこの検討した中ではなかなか難しいと。というのはどちらかに今の財産を継承させて、現在の施設を使用できる間、2町間の委託処理とすれば現状と変わらない中間最終処分処理は可能であります。しかし近い将来、埋立地については、これは満杯になるわけでありますから、その後それぞれの町において、この計量設備を備えた埋立地を整備するという必要がございます。そういったこのいろいろと詰めなければならぬ問題が出てまいりますので、これは今の時点で、この方法がいい、こっちがいいというような状況にはなかなか即答しかねるということでございますので、そういった部分につきましては、現在、衛生センター議会もございまして、そして中でしっかりと議論いただくのがいいのではないかと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁としてはほぼそういうことなのかということでは受け止めたいと思います。ただ町長の衛生センターの問題に対する基本的な姿勢については、私は危惧をしています。菅原心配するようなこと無いよと言えばそれまでですが、心配しております。これはどういうことかと言いますと、本当はここまで言うつもりはなかったんですが、ペットボトルは今分別回収で出されてる方結構いるわけです。うちらもそうなんですが。あれはわざわざ中を洗って、ペットの蓋はプラだと分けて、町長このペットの扱いがリサイクルセンターでどうなっているかあなた把握してますか。私どもに入ってる限りでは破碎に持っていかれているようですよ。分別した意味が無いのではないかということになるわけです。ただこれは現場を確かめておりませんから私は町長にそういう指摘があるということをお話させていただいて、真実かどうかの確かめをしていただきたいと思います。今のリサイクルセンターの状況からすればわざわざ分別させて袋の色まで赤か何かでしたか、そういうもので出させておいて、破碎に持って行くっていうなら、これは対住民の信頼得られません。なんでそういうことを言うかということ、要するに衛生センターの組合の日常の業務のさまざまな点について非常に管理、監視が行き届いていないということなんです。パワハラの問題なんかは人事管理の問題ですから、内部にいなければ絶対にわからないわけです。私はこういう言葉は使いたくないですが、一種の治外法権じゃありませんか。深刻だと思います。そういう問題単位町村で単位の議会であつたら吹き飛びますよね。そういうことも含めて一部事務組合の組織の実態が、今日ふさわしいものになっているのかどうかということの根本に触れた検討をお願いしたいと言っているんです。どうしても一部事務組合を今までどおりで行かないとダメだというなら、それはそれで何が何でも反対だとは言えませんから、しかしこれだけ矛盾出てきて経費削減についても単純に年間2,000万です。全体の業務量減っているのに、事務方の経費何も変わらないっていうんですから、その一方で合併した町村は徹底的にこの12年間内部職員の合理化やっけてきているんです。なぜ衛生センターだけが金城湯池で全く別世界に括られているんですか。これはあなたおかしいと思いませんか。こういうこと言うと衛生センターの職員から菅原きついこと言っていると批判出るのかもしれませんが、それはあえて甘んじて私この場で取り上げざるを得ません。そういう大局の上に立ってより合理的で、より現実的なシステムがあるとなれば、そこを面倒臭がらないで根気強く解明していただきたい。私どもも必要な時期に必要なアイデアやご意見を申し上げますので、嫌わないでそういうことも吸収していい結論を出すように希望したいと思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

職員管理も含めて内部管理の問題、それから合理化の話もされました。今までやってきた一部事務組合、私としては旧町からずっと繋がっている一部事務組合、順調にその使命を果たしてきたと思っておりました。ここに来ましてこういった問題がまだあるよということのご指摘でございますが、これがこの一部事務組合であるからダメなのかどうかという点につきましても、これはしっかり検討していかなければならないと思って聞いていたところでございます。いずれにし

ましても、このごみ処理問題については、この構成2町の暮らしをしっかりと支えていくという重要な役割がございますので、これがそういった使命をしっかりと果たしていくこと、これはもちろん当たり前の話であります。そうしたことに加えて今ご指摘の部分をどう解決していくかということ、これが一部事務組合の中でやれるのか、どうかということも含めて検討することになるんだらうと思っております。その辺も含めまして、しっかりと構成2町ももちろんであります。衛生センター議会にもこうした一般質問がございましたという話をさせていただいて検討を加えたいと思っていることで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これで一般質問を終わります。

#### ◎日程第6 報告第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。本件につきまして提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の1ページでございます。ただ今上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、平成30年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 議案その1の2ページをご覧ください。平成30年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。本件につきまして事業の繰越しが確定しましたので報告いたします。

翌年度繰越額でございますが2款総務費、1項総務管理費のプレミアム付き商品券事業120万6,600円を令和元年度に繰越しをいたしました。財源内訳でございますが、未収の特定財源は国庫補助金の120万6,600円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終了しましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

#### ◎日程第7 報告第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、報告第2号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案その1の3ページでございます。ただいま上程になりました報告第2号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましても、平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明申し上げます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 議案その1の4ページをご覧ください。平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載の2事業につきまして、繰越額が確定しましたので報告いたします。

翌年度繰越額でございますが2款資本的支出、1項建設改良費の北檜山下水処理場建設工事委託事業4,840万円、事業内容としては屋根及び外壁の改修工事でございます。また北檜山地区下水道新設事業3,000万円、事業内容につきましては、市街地雨水管渠における、雨水管渠の整備でございます。この2事業合計で7,840万円を令和元年度に繰越しをいたしました。財源内訳でございますが合計額で説明いたします。収入済の特定財源が400万円で、これは一般会計からの出資金でございます。未収の特定財源が7,440万円でございます。内訳として国庫補助金3,920万円、起債で3,520万円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終了しましたので質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第2号は報告済みといたします。

#### ◎日程第8 報告第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、報告第3号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 報告第3号につきましては、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。6ページから11ページまでにつきましては、平成30年度第25期の経営状況でございます。同じく1

2 ページから 15 ページまでにつきましては、令和元年度第 26 期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは報告第 3 号の概要につきましてご説明いたします。去る 5 月 31 日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第 25 期事業報告並びに決算報告第 26 期限業計画並びに収支予算が承認され、先般町に対し経営状況に関する書類の提出がありました。

まず 6 ページでございます。第 25 期事業報告につきましては記載のとおり、それぞれ会議、事業を行い地域に貢献しているところでございます。

次に 7 ページをご覧ください。第 25 期の損益計算書でございます。はじめに経常損益の部の営業損益の部では、売上高は前年度に比べまして約 700 万円減の 1 億 6,010 万 7,886 円となっております。内訳につきましては右側に記載のとおりとなっております。これに係る売上原価につきましては 3,758 万 749 円となることから売上総利益は 1 億 2,252 万 7,137 円となっております。次の一般管理につきましては、1 億 3,490 万 4,808 円となっております。内訳につきましては次の 8 ページになりますが、説明は省略させていただきます。以上のことから今期の営業利益につきましてはマイナスの 1,237 万 7,671 円となった次第でございます。

次に営業外損益の部では営業外収益が 1,305 万 8,751 円で、このうち指定管理料が 1,304 万 5,372 円となっております。計上利益につきましては 68 万 1,080 円となっており、法人税等引当金額 27 万 6,700 円を控除いたしましと、当期の利益は 40 万 4,380 円となっているところでございます。

続きまして 9 ページをご覧ください。第 25 期貸借対照表でございます。資産の部では流動資産が 8,789 万 5,280 円、固定資産が 9,053 万 9,265 円となっています。

次に負債の部は流動負債が 1,353 万 637 円です。

次に純資産の部では株主資本金が 7,700 万 8,628 円で、これは資本金 1 億円から利益剰余金 2,299 万 1,372 円を差引いた額となっております。したがって負債及び純資産では 9,053 万 9,265 円となっているところでございます。

続きまして 10 ページをご覧ください。第 25 期の株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、資本金及び純資産の部の当期末残高につきましては、先ほど 9 ページの説明と同じ内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして 11 ページは監査意見書を掲載しているものでございます。

続きまして第 26 期の営業計画並びに収支予算でございます。

次に 13 ページは営業計画です。それぞれの部門ごとに記載のと通りの計画を予定しております。

す。

続きまして14ページをご覧願います。第26次の収支予算でございます。まず売上収入では宿泊売上げ6,011万6,000円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理などの営業外収益を合わせまして合計1億8,764万6,538円を見込んでいるところでございます。

続きまして15ページです。経費内訳書でございます。計費の合計につきましては、1番下のほうにあります1億8,264万6,538円となっております。500万円の黒字を見込んでいるという内容になってございます。

説明につきましては以上で終らせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 株主総会の結果は先日新聞報道でもされました。今この決算を受けて来年度以降の指定管理料の今の段階での考えでよろしいので説明いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 31年度26期の収支見込みでは、現在500万円の黒字を見込んでおりますけれども、前年度につきましてはご覧のとおり40万円の黒字でございます。今年度の500万の黒字につきましても、これは相当な努力目標の額でありまして、ここには無いんですけども外注費等々で、温泉ホテルの管理につきましても委託先業者から国で言うところの働き方改革によりまして、労働条件の整備を提案というか掲示がありまして、それに対する金額につきましても、来年度以降、公社は公社なりに経営努力はするところのございますけれども、それでも及ばないほどの結構な金額の提示があります。よって今回の500万円につきましても、相当な努力目標の数値でありますので来年度以降につきましても、また今年度の決算見込みとして経費等々を見ながら判断していきたいと担当としては考えています。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 先日も修学旅行生が道外から我が町を訪れて、かなり楽しんで行ったという情報を聞いてます。観光政策ということでは大事な施設の一つですから、ぜひ経営状態が悪くならないような形で前向きな方向で協議していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 町も51%の株を所有する第三セクターの会社でありますので、また担当としましては観光施設としても大変大事な施設ありますので、健全経営できるように指導して一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 先日も奥尻の方と少し意見交換をする場面があったんですが、やはりハートランドフェリーののがせたな航路が廃止になったということはかなりダメージだと。ただその協議をする場で町でも観光に町独自で力を入れるということで、担当課含めて名言されてました。本当に観光と言う観点では、大事な施設の一つですから全体を考えながら、本当に政策という意

味で、担当課も今まで以上にご努力いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 町としても努力しますし、幸いに今観光協会の事務局が町の施設にありますので、連携しながらやっていきたいと考えています。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 温泉ホテルにつきましては、本年度については黒字ということで大変喜ばしい限りだと思っておりますが、今年で開業24年ということで、それで私はホテルの耐用年数的にいくと改修の、内部につきましては25年ぐらいに相当かけてやったという記憶があるんですけども、やはり外観の関係がこれから出てくるのかと思っております。屋根だとか、外壁のそういった老朽化に伴う改修関係、こういったものについては当然にホテルでも考えられると思うんですけども、それで先ほど課長が言ったように今資本金として51%出していますから、事実的には7,700万しか無いわけでございまして、これホテルでそういった屋根の改修の計画があるとすれば、当然に町のそういった支援体制も考えられるのかと思うんですけども、その辺について、ただやはり今日の一般質問にあったように財政的にあれもこれもということで、次から次へと公共施設に対する負担というものがなかなか厳しくなるということでございますので、やっぱりホテルにつきましても、そういった改修にむけて大型な改修に向けてはやはり計画的な見通しといたしますか、そういったものはきちんと今からでも打ち出していかないとならないと思っておりますので、その辺一つお答えできる範囲内でお願います。

それから今年度の見込み利益500万、これかなり頑張らないとおそらくかなり厳しいのかと営業的にですね。特に1番利益があるのが宿泊部門、それから宴会部門とありますけれども、その辺についてこれまでのような惰性の中で営業していますと、やはりなかなかこの目標達成というのは数字だけ伸びてあとでなりませんでしたということにですね。やはり一生懸命汗をかいてホテル自身の経営体制も一生懸命汗かいて、そして頑張ったという姿の中でやっていけばいいでしょうけれども、ただそういう目標だけだということで、安易なものでなくて、その辺の努力といたしますか、そういったものについての意気込みというものは、どこにどれだけあるのかということ、もし株主総会等でそういった諸々の話が計画的なものがあるんでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） まず1点目の温泉ホテルの大規模改修、これにつきましては10年くらい前にも大規模改修の内々的な計画というのはありました。ただなかなか町財政との絡みもありまして実施することはできなかったんですけども、また今、昔は三洋技研だったんですけども、今は日本管財という会社が外注等々委託を受けているんですけども、そこは全国的な組織ですので、その会社と今そういう大規模改修に向けていろいろこれから協議していこうと話をしてますので、壁、屋根等々を専門家に見てもらいながら改修計画というのは作っていききたいという話はしております。

また経営につきましてですけれども、具体的なということで、ここに数字には出てきてないんですけど、料理人がこのたび3人のうち2人変わりましたので、料理長ポスト的な方も今回変わりましたので、料理も実はいろいろと変わってきてるんです。まだ皆さんはわかってないかもしれませんが、その料理人の作る料理によるおもてなしのほうの改革について期待しているところですし、それを全面に出してやっていきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 大規模改修ですね今お話出ましたけれども、その辺はやはりいずれは近年中には、朽ちてしますぎてからやってもかなりの改修費がかかりますので、前もって計画的なそういった事業を計画するということが工事の負担も軽くなる面もありますので、その辺きちんと対応していただければと思います。あと結局そのホテルの経営的にも、本当にさっき言ったように宿泊部門だとか宴会部門ですか、そういったものがウエイトを占めてきておりますので、その辺の改善策と言いますか、そういった期待するものがあるということでございますので、やはり温泉ホテルに泊まったら普通でありますとやっぱり食べ物が一番楽しみでございまして、それがリピーターにも繋がるいと、あそこのホテルはすごくおいしいごちそうがあるということがリピーターを通じて広まることによって、常に宿泊者が増えてということで期待もできると思いますので、その辺十分にそういう指導も兼ねながら経営的に努力をしていただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 先ほど申しましたとおり大規模改修、これにつきましては業者さんからの改修の提案があったときには、財政部局とも協議しながら計画を組んでいきたいと思っております。また経営ということにつきましては、先ほど言い忘れたんですが、少しずつではありますけれども食材原価率が下がってきてまして、料理の質は落ちていないんですけども原価が数%ずつ下がっておりますので、これが本当に5%でも下がると年間では相当な金額になりますので、内容はもちろん、そちらのほうには相当期待したいと考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

○10番（平澤 等君） ただいまのきたひやま温泉ホテルの内容の修繕の計画についてでございますけれども、今大きなウエイトを占めている宿泊部門、それから宴会部門ですね。ご存じのように年度末なかなか宴会場の確保が難しいということでホテルにもいろいろ打診してホテルにも再三断られた経過が私も何回かあるんです。やはり宴会部門の中でこの大きな収入のウエイトを占めるという点では、今回の宿泊に係る部屋、例えばそういったもので多くの方の受け入れ態勢を取れるような、そういった宴会をできる体制を取れないものか。これは今でなくてもいいんですけども、ただ温泉ホテルの場合には宿泊もできる、温泉に入れるそして宴会ができる、そしてまた売店もあるといういろいろな効果があって温泉を使いたいという需要があるんです。ところが宴会場、あの場所、それから2回の小宴会場、たまたま昨年ですけれども、断られた原因は、まずスタッフがいないから宴会は対応できませんからというようなことがございました。そういった点で場所的なこと、もしくはスタッフ的なこと、できるだけ多く宴会を受入れられるような、

そういう体制についての考え方はありませんか。

○議長（真柄克紀君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） スタッフにつきましては、多分去年の暮れから春先にかけてはスタッフもそうなんですけども、特にその中でも料理人が少なくて多分対応できなかったのではないかとはいえます。いろいろと配膳なりそういうスタッフは現在も募集しているところですけども、なにせこういうご時世でして、なかなか募集がないと、応募がないというのが現状でして、いまだに人員不足ではありますけども、スタッフ引き続き募集しまして少ないながらも対応できるように公社に言っていきたいと考えてます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

報告第3号は報告済みといたします。

ただいまより25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

議案第6号は補正予算に関連いたしますので、先に審議したいと思います。

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第6号せたな町基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその3の1ページでございます。議案第6号せたな町基金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度の税制改正によりまして森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでございます。このことから本町における間伐や人材育成、担い手の確保木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 本案につきましては国の税制改正において、令和元年度から市町村や都道府県に譲与が開始されることになりました。使い道につきましては、森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費に充てなければならないとされていることから、これを基金として積立て必要に応じて活用するため、森林環境譲与税基金を創設するものであります。

議案その3の3ページでございます。新旧対照表で説明をいたします。改正後の第2条でありますアンダーライン部分であります。第20号森林環境譲与税基金森林整備及びその促進を図るための基金とするを追加するものであります。次に第6条第1号のアンダーライン部分であります。公共施設整備基金の次に中村秀夫基金、森林環境譲与税基金を加えるものであります。なお中村秀夫基金については、平成29年9月25日の条例改正の際に、この部分の改正がされておりましたので、今回の条例改正に併せて追加をお願いするものでございます。大変申し訳ありませんでした。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点お尋ねします。基金につきましてはその基金の目的、性格、これが一つ一つ特定されて、基金名を聞いただけで何に運用するのかということが極めて明瞭なんです。ところが今回の改正でその点が不明な基金が提案されてきていると思うんです。それは何かといいますと個人の名称に基づく基金、これについてはどう考えればいいんですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 中村秀夫基金のことだと思うんですが、これにつきましては先ほど財政課長が申しあげましたけども、平成29年第3回議会定例会で第2条の19号中村秀夫基金ということで追加提案をさせていただきましたところでございますが、このたびお願いするのは利息の積立てについて基金名称を列記してございますが、その中村秀夫基金が漏れていたということで合わせて追加の改正をお願いしたいと、こういうことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私そんなこと聞いてないんです。金利の運用漏れたか漏れてないか、どうなんですかっていう話でないんです。個人の名称を冠した基金となれば、その基金の目的が何なのかということについて理解できませんって言うんです。他の基金と決定的に違うのはその点なんです。ほかの基金これわかりますよこれ見てたら、減債だ社会福祉だ、奨学金だ、人材育成だと、スポーツと文化振興だと極めて明瞭なんです。基金が運用しなければなりませんから、何の目的でどう運用するのかということが少なくとも条例上で定められていなければその基金の目的を達成できないということになる危険性があるわけです。この個人の名前を冠した基金はどういうことになるんですかと、これあなたまだ答えてないんです。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） すいませんちょっと説明不足でございました。先ほども申し上げましたけれども平成29年第3回議会定例会で第19号に追加をさせていただいたんですが、その際に中村秀夫基金につきましては、せたな町医療職等奨学資金貸付条例による貸付の原資としますと、こういう規定をさせていただいてるところでございまして、そのようにご理解をいただきたいと思います。また、その際にはせたな町医療職等奨学資金貸付条件を削るというふうなことも合わせてお願いをしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それならばその中身の名称の基金にしたらどうですか。個人の名前を冠した基金にする理由は、私は何も無いと思います。何でそういうかということ町民が基金の名前をいろいろ調べて自分がどの基金を利用できるか、そういうことを判断し、なおかつ必要として申し込むということになってこなければならぬのに、今副町長が説明したような性格を持った基金だということを、この個人の名前の基金名で町民理解できるんですか。そうしなくちゃいけない何か絶対的な、どうしてもそうでなきゃならない理由というのはなんなんですか。私は理解できませんよ。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになりますけれども29年第3回議会定例会で、第2号に中村秀夫基金ということで追加をさせていただきました。それに基づきまして整合性を持たせながら今回このような条例改正をお願いするところでございます。ただ内容につきましてはこれは広く町民に周知をしなければならないと思います。

○11番（菅原義幸君） 答えてませんよ。

○議長（真柄克紀君） 1回目カウントしてません。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答えてないんですから1回も。1回も答えてないんですよ。その経過私どうこうで言っているんじゃないんです。個人の名前を冠した基金であれば町民はその基金の目的がなんで、自分が利用できるのか、できないのか、この名前聞いただけで理解できますか。なんでここだけそうなんですか。ほかの基金は全部目的に沿った名称を付けているんです。私、町長隣にいるから町長の考え方聞きたいと思いますよ。副町長と私の答弁噛み合っていないでしょ。それはわかりますね。聞いたことに応えてないんですから、背負うがないからあなた答えてください。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時56分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

議案第6号について町側から答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 休憩中に大変ご意見をいただきました。私どもとしては、29年にいただいた議決を重く受け止めているところでございますが、ご意見を頂戴いたしましたので内部で検討させていただきたいとこのように思いますので、ご理解をいただきたいとこのように思います。

よろしく申し上げます。

それで、この提案のとおりご審議いただければと思います。

○議長（真柄克紀君） それでは続いて質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案1号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。

今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に4,947万8,000円を追加し、補正後の予算総額を88億5,022万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種基金の積立金、簡易水道事業特別会計への繰出金、教員住宅新築工事費などのほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして、債務負担行為の追加1件、変更3件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 先ほど一般会計の歳入の部分で訂正がありましたので、差替えをさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

はじめに議案その2、5ページ第2表債務負担行為から説明いたします。債務負担行為の追加1件、変更3件でございます。追加の、平成30年度に借入れた漁業近代化資金に対する利子補給につきましては、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。また変更3件につきましては、事業費の精査などにより限度額を精査するものでございます。期間は変更ございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入歳出のみ簡略に説明させていただきます。

はじめに歳出から説明いたします。補足資料の2ページでございます。議案その2では11ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では国庫補助金161万6,000円の追加による財源の振替を行うものでございます。6目基金管理費では841万2,000円の追加をお願いするものでございます。25節積立金では、産業振興基金、担い手育成基金にそれぞれの寄附者の意向に沿って積立てするものでございます。また森林環境譲与税基金に全額森林環境譲与税を積立てするものでございます。14目諸費160万円の追加は、大型除雪機、小型除雪機を整備する瀬棚区本町2区町内会へのコミュニティ助成事業助成金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金では職員の人事異動に伴う人件費の精査等による国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護サービス事業特別会計繰出金の減額のほか、介護保険システム改修業務等による介護保険事業特別会計繰出金の追加でございます。5目障害者福祉費120万8,000円の追加をお願いするものでございます。13節委託料では、報酬改定及び就学前障害児の発達支援の無償化に対応するため、システム改修業務28万6,000円をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金では道補助金の過大交付に伴う返還金分として発達支援センター負担金75万3,000円をお願いするものでございます。6目福祉施設管理費56万9,000円の追加は、瀬棚老人と母と子の家のボイラーが故障したため、FF式石油暖房機を設置するものでございます。

次に3ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、東丹羽浄水場通信ケーブル設置工事費などによる簡易水道事業特別会計繰出金843万円の追加でございます。2目予防費193万3,000円の追加は、緊急風しん抗体検査等事業に係わる経費でございます。4目環境衛生費、12節役務費120万円の追加は、行政報告でも申し上げましたが、朝鮮半島からと思われる海岸に漂着する木造船の処理経費をお願いするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設管理費29万7,000円の追加は、瀬棚区のふれあい農園倉庫撤去工事費でございます。

7款1項ともに商工費、2目観光振興費623万7,000円の追加は、事務局長の人件費分及び映画一粒の麦、荻野吟子の生涯の撮影ロケ経費分として観光協会補助金の追加をお願いする

ものでございます。また先行上映会実行委員会補助金として、映画一粒の麦、荻野吟子の生涯の先行上映会等に対する経費分をお願いするものでございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川維持費、11節需用費141万5,000円の追加は、瀬棚区の準用河川最内川第一最内川の河床に土砂が堆積し災害の危険性があることから、緊急に土砂撤去を実施したものでございます。

次に4ページでございます。9款1項1目ともに消防費454万1,000円の減額は、檜山広域行政組合消防費負担金でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書第1回で確認いただけますが、平成30年度繰越金の精査による消防署経費分の減額、消防団救助能力資機材緊急整備による消防団経費分、北檜山区消防団第3分団車庫屋根修繕など消防施設経費の増額についてお願いをするものでございます。2目災害対策費の11節需用費、18節備品購入費418万8,000円の追加は、災害対策用備品の追加をお願いするものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅管理費1,741万8,000円の追加は、教員住宅新築工事に係る経費をお願いするものでございます。2項小学校費、3目学校施設整備費86万4,000円の追加は、瀬棚小学校の児童玄関横のガラスブロックが破損したため改修工事をお願いするものでございます。

これらにかかわる歳入でございます。戻りまして資料の1ページでございます。議案その2では8ページからになります。2款地方譲与税、3項1目ともに森林環境譲与税につきましては、税制改正に伴い今年度726万2,000円が譲与されます。全額森林環境譲与税基金に積立てするものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金では、教員住宅新築工事の充当財源である学校施設環境改善交付金927万7,000円の追加でございます。

14款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金では、漂着木造船処理の充当財源である北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金107万9,000円の追加でございます。

16款1項ともに寄附金、2目一般寄附金では、寄附3件、115万円の追加でございます。

18款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金2,268万2,000円の追加でございます。

19款諸収入、5項1目ともに雑入、1節総務費雑入では、コミュニティ助成事業助成金160万円の追加、災害備蓄品に充当をする北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業交付金235万4,000円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終了しましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第2号令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から49万4,000円を減額し、補正後の予算総額を13億2,342万4,000円とするものでございます。

その内容でございますが24ページでございます。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、4月1日付の人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

次に歳入では5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金49万4,000円の減額をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第3号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に117万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,879万円とするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の29ページ歳出からご説明いたします。はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で120万7,000円の減につきましては、職員の異動に伴う人件費の精査で200万8,000円の減、13節委託料では、制度改正等に伴うシステム改修費80万1,000円の追加であります。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費243万4,000円の追加、次のページをお開きください。同じく2目社会保障充実分で5万1,000円の減につきましては、職員の異動に伴う人件費の精査であります。

これに伴う歳入でございますが28ページをご覧願います。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金では、システム改修に係る補助金として22万4,000円の追加、7款繰入金、1項一般会計繰入金では、人件費等の精査により95万2,000円の追加をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第4号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から263万9,000円を減額し、補正後の予算総額を6,017万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが35ページでございます。歳出では1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費では、手数料の追加をお願いするものでございます。同じく4項1目ともに居宅介護支援事業費におきまして、4月1日付の人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものでございます。

次に歳入では、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもちまして収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容は提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第5号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に843万円を追加し、補正後の予算総額を3億2,878万6,000円とするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げます。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案の41ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目維持管理費、補正額293万円の増でございます。内容につきましては、11節需用費で印刷製本費に不足が生じます検針票の印刷に係る48万2,000円の追加をお願いするものでございます。次の14節使用料及び賃借料120万円の増額は、小倉山水源の原水に濁りが生じたため、別の水流から取水をするための水中ポンプと発電機の借上料の追加をお願いするものです。次の16節原材料費124万8,000円の増額は同様の理由により小倉山浄水場等の濁度除去に伴う濾過マットと濾過砂の購入に係る追加をお願いするものであります。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額550万円の増額は13節委託料では北島歌簡易水道施設において、今年1月に取水井戸水位が取水限界値まで低下した経緯があり、今後の維持対応、井戸改修のため調査が必要なことから電気探査による地下水源調査業務の追加をお願いするものです。次の15節工事請負費では小倉山浄水場から東丹羽浄水場間で不通となっている通信ケーブルで地下埋設になっている区間、延長約660メートルについて復旧経費も安価で維持管理が行いやすいことから、電柱を建中し架空による通信ケーブルの設置を行う工事をお願いするものであります。

次にこれに対する歳入ですが、前の40ページに戻りまして、1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額293万円の増額は一般会計繰入金でございます。

次の2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額550万円の増額は一般会計出資金でございます。

ただ今説明した内容により歳入歳出それぞれ843万円を追加し、補正後予算額を3億2,878万6,000円とし収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ただいまより30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時29分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第7号せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3の5ページでございます。議案第7号せたな町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、所要の規定の整備を行うため本条例の一部を改正しようとするのでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

高橋税務課長。

○税務課長（高橋 純君） それでは、せたな町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。まず条例改正にあたりましては、平成31年度地方税制改正を踏まえた地方税法等の改正に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。議案の6ページから19ページまでが改正文、20ページから44ページまでが新旧対照表となっておりますが、ページ数が多いため45ページからのせたな町税条例の一部改正の概要によりまして説明させていただきます。

まず今般の条例改正の主な内容につきましては、1つ目として、ふるさと納税制度の見直しでございまして、返礼品の返礼割合を3割以下とし、返礼品については地場産品とすることが義務付けられ特例控除対象寄附金とされたこと。2つ目は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございまして、本年10月からの消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策として、取得税の住宅ローン控除期間の延長などが改正されたこと。3つ目は、子どもの貧困に対応するため個人住民税非課税措置が図られたこと。4つ目は、軽自動車税のグリーン化特例の見直しが主な内容となっております。

45ページになります。町民税関係でございますが、附則第7条の3の2では住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合に控除期間の拡充など、適用期限延長、現行の住宅ローン減

税について控除期間を3年間延長し、13年間とする改正でございます。特定取得期間は、本年10月1日から令和2年12月31日までの居住期間となります。また住宅借入金特別税額控除に係る申告要件が廃止されたことによる改正でございます。次に34条の7では、寄附金税額控除として、ふるさと納税基準に適合する地方自治体への寄附金を特例控除対象寄附金とする改正でございます。この改正により附則第7条4、附則第9条、9条の2につきましては法律改正に合わせて規定整備を図っております。第36条の2では、町民税の申告記載事項の簡素化による改正でございます。

次ページになります。第24条第1項では子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税とする措置を講ずるものです。次に固定資産税関係になりますが、いずれも法律改正に併せて改正するものであり、附則第10条の3第6項では、高規格堤防の整備に伴う建替え家屋に係る税額の減額措置の創設、附則第10条の4では、平成28年熊本地震に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告などについて新たに規定しております。

次に47ページ、軽自動車税関係でございますが、第90条では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免範囲の拡充、附則第16条、第16条の2では、軽自動車税のグリーン化特例の見直しを図るため、記載のとおり3段階で改正するものでございます。附則第15条の2では、消費税率引上げに伴う対応として非課税とする臨時的軽減規定を新設し、軽自動車を本年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合に限り、適用率1%の環境性能割を非課税とするものでございます。

次に48ページ、その他関係でございますが、法律改正に合わせ平成30年度改正条例の規定を記載のとおり改正するものでございます。それぞれの改正に係る施行日につきましては、表の右端に記載のとおりとなります。この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第8号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第8号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行によりまして、課税限度額等が改正されましたことから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋税務課長。

○税務課長（高橋 純君） それでは議案の51ページ新旧対照表で説明させていただきます。このたびの改正につきましては、保険税負担の公平性の確保及び低所得者の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の見直しと軽減措置の見直しが行われ、国に準じて改正するものでございます。最初に賦課限度額の見直しについてでございます。第2条の課税額になります。基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に改めるものでございます。次に軽減措置の見直しについてでございます。第23条の国民健康保険税の減額になります。52ページになりますが、低所得者に対する権限措置の拡充として5割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得額を現行の27万5,000円から28万円に改め、また2割軽減の対象となる世帯については、現行の50万円から51万円に改めるものでございます。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第9号せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第9号せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されまして、災害援護資金の貸付けに関する規定が改正されたことから、規定を整備するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 55ページの新旧対照表によりご説明いたします。本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき定めており、災害救助法が適用となる大規模な災害が発生して、家財や住宅に被害が生じた世帯に対し、災害援護資金の貸付けを行うこととしており、このたび同法及び同法施行令の改正により、災害援護資金の貸付けに関する部分の規定が改正されたことから、本条例に規定する所要箇所の改正を行うものでございます。

右側が改正前、左側が改正後でございます。まず第14条では見出しの利率に及び保証人を加え、3%を1%に改め、新たに第2項と第3項を追加するものです。次に第15条第1項では、新たに月賦償還を加え、第3項では保証人を削り、第12条を第11条に改めるものです。附則として、この条例は公布の日から施行することとし、第2項で経過措置を規定したものでございます。

以上で、せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長(真柄克紀君) 日程第18、議案第10号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第10号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。介護保険法施行令の改正に伴いまして低所得者に対する介護保険料の軽減措置が拡大されたことから、保険料率等の規定を整備するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 59ページの新旧対照表によりご説明いたします。はじめに改正の趣旨につきましては、平成26年度の介護保険法の改正により低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、本条例でも平成27年1月から所得の特に少ない第1段階の保険料を軽減しておりますが、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、さらなる軽減強化を図るため、介護保険法施行令が改正されたことから同様の軽減措置を講ずるため、本条例の改正を行うものであります。まず第5条第1項では、平成32年度を令和2年度に改め、新たに第2項から第4項を追加し、これまで1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階まで拡大するものです。まず第5条第2項では、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年とから令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず1万8,810円とするとし、これはこのページの一番下段にあります第5条の規定にかかわらず2万2,580円とするとあります2万2,580円から1万8,810円に軽減するというものでございます。同じく第3項では、第2項と同様に第1項第2号に掲げる保険料3万7,620円から3万1,350円に軽減し、同じく第4項でも第2号と同様に第1項第3号に掲げる保険料3万7,620円から3万6,370円に軽減するものです。次に附則の第12項では、見出しも含めて、から平成32年度までの文言を削除するものです。

次のページをご覧ください。附則としてこの条例は公布の日から施行し、本年4月1日からからの適用とすることとし、第2項で経過措置を規定したものでございます。

以上で、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第11号せたな町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号せたな町体育施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町民プールの建替えに伴いまして、開設期間を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当事務局長から説明いたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

神田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） それでは63ページをご覧ください。改正につきましては、プールの建替えに伴って温水化となったため開設期間を拡大するために改正するものでございます。開設期間欄中の6月から9月までを5月から10月までと改めるものでございます。この条例は公布の日から施行することで、以上で説明終了です。

よろしくお願いをいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
石原議員。

○9番（石原広務君） 関連して質問させていただきます。今改正期間を5月から10月までに変更ということです。その横に使用時間、午前9時から午後9時ともありますし、管理人について、この期間あるいは使用時間、これも対応できるというふうになったのか、その状況と合わせて管理人何人で対応するのか。そこを関連的に聞かせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 神田事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） 今、管理人さんは募集をかけて、再募集をかけたりとか、人数6名だったと思うんですけども、現在そういう体制で更に追加で最大で7人でできればいいと考えているんですけども現在6名で、それで時間につきましては、午前9時から午後9時の間で教育委員会が定めるということで、今の6名で対応できると考えております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） その6名から7名の方がプール開設期間ではなくて、臨職になるのかパートになるのか、1年雇用とうふうに前常任委員会ときに、そのような方向でということだったんですが、それに関しては、この6名、7名に対しての対応を今の段階での考えを聞かせてください。

○議長（真柄克紀君） 神田事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） 現在は10月31日までの雇用ということで考えております。今年につきましては7月5日がオープンですので、6月の下旬から準備も含めて10月31日までということでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 6名から7名になるだろうという予想の下での説明だったんですが、その方すべての方が10月末までということと理解してよろしいんですか。

○議長（真柄克紀君） 神田事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） そのとおりでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第12号北海道の市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。平成31年3月31日をもって、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治の第286条第1項では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減など、一部事務組合規約を変更する時は関係する地方公共団体の協議により、これを定めることとなっており、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣の許可、その他については都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。今回、平成31年3月31日をもって北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことにより、規約の一部を変更する必要があることから、組合組織構成団体であるせたな町の協議が必要でありますことから、今回、提案するものでございます。

67ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。表の右側でございます。改正前、空知総合振興局管内、33団体が表の左側、改正後では、北空知葬祭組合が脱退したことにより規約から削除され32団体に改正されます。同じく日高振興局管内、16団体が改正後では、日高地区交通災害共済組合が脱退したことにより、規約から削除され15団体に改正されます。次に十勝振興局管内、24団体が改正後では、池北三町行政事務組合が脱退したことにより、規約から削除され23団体に改正されます。次に別表第2第9項中、共同処理する団体から北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の3組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 3 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 1、議案第 1 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 1 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要性が生じたため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。提案理由の内容につきましては、議案第 1 2 号と同じ内容でございます。7 1 ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。内容につきましては、組織数の減による一部改正でございます。別表（2）組合を組織する一部事務組合及び広域連合でございます。表の右側、改正前でございます。区分、空知管内、北空知葬祭組合、区分、日高管内、日高地区交通災害共済組合、区分、十勝管内、池北三町行政事務組合の 3 組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則として、この規約は地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 4 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 2、議案第 1 4 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 1 4 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての提案理由を申し上げます。平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬祭組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたので、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容の説明につきましては担当課長からいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道町村議会議員公務災害補償等組合の変更についてご説明いたします。規約の改正内容につきましては、議案第 1 2 号、第 1 3 号と同じ趣旨となっております。

7 5 ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。内容につきましては、組織数の減による一部改正でございます。表の右側です。改正前でございます。別表第 1 中、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合、北空知葬祭組合の 4 組合が脱退したことにより、改正後では規約から削除されます。なお附則として、この規約は地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、意見書案第1号子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 意見書案第1号でございます。これは産業教育常任委員会で提出するものでございます。すでに皆さん方お目通しいただいたものとしまして、議案その4、3ページの項目のみ朗読にて説明いたします。

1、国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、30人以下学級の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また地域の特性にあった教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保、拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度、奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出する。

議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第24 意見書案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第24、意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

熊野主税議員。

○5番(熊野主税君) この意見書案は総務厚生常任会の提案であります。新たな過疎対策法の制定に関する意見書案についての提案理由の説明をいたします。

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法が制定され、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末に失効になりますが、依然として多くの集落が消滅の危機にあり、国土の過半を占める過疎地域が果たしている多面的、公益的機能の国民共有財産を今後も維持していくためには、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化することが必要であることから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第25 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第25、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第26 発議第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第26、発議第2号議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より議案第15号から議案第17号まで工事請負契約並びに物品購入契約の締結について3件の議案が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、議案第15号、議案第16号及び議案第17号を日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

追加の議事日程表を配付する間、暫時休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時05分

○議長(真柄克紀君) それでは休憩を解き会議を再開します。

◎追加1 日程第1 諸般の報告

○議長(真柄克紀君) 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

◎追加1 日程第2 議案第15号

○議長(真柄克紀君) 追加1の日程第2、議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第15号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定よ

り、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第15号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、本庁舎長寿命化改修工事に係わる機械設備工事でございます。主な内容につきましては、庁舎の冷暖房施設に係わる空調設備でございます。ファンコイルユニットの撤去と更新一式、また床暖房及びビロードヒーティングの配管清掃、排水ポンプの更新等でございます。工事の名称でございます。本庁舎長寿命化改修工事（機械設備）、契約の金額6,944万4,000円、契約の相手方、函館市昭和2丁目37番18号、池田煖房工業株式会社函館支店、執行役員支店長、杉本辰。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から令和元年11月29日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書の7ページでございます。議案第15号関係資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加1日程第3 議案第16号

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第3、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第16号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定よ

り、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げます。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第16号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、電波法無線設備規則の改正により、現在当町で運用しているアナログ方式による防災無線は令和4年11月30日までが使用期限となっていますことから、今年度より令和3年度末までの3カ年の年次計画により、法令規則に対応するデジタル方式の防災行政無線設備に更新するものでございます。工事の名称でございます。防災行政無線デジタル化整備工事、契約の金額7億7,976万円、契約の相手方、函館市中道1丁目14番地1号、函館三協通信株式会社、代表取締役佐々木栄市。参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書8ページでございます。議案第16号関係資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加1日程第4 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第4、議案第17号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第17号、物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に

よりまして、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決をいただくものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 議案第17号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期間は計量法で8年と定められていることから、町内で更新対象となる口径13ミリから40ミリの水道メーター器を737個購入するものであります。物品の種類は水道メーター器、契約の金額1,761万4,800円、契約の相手方は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山261番地、株式会社丸さ佐々木金物店、代表取締役、佐々木英人。参考といたしまして、納入期日につきましては契約締結の日の翌日から令和元年9月13日までとなっております。なお指名業者及び入札の結果については9ページの議案第17号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして令和元年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年7月22日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 橋 本 一 夫